

# これからの国際交流のあり方について

阿部 律子

## 1. はじめに

21世紀を迎えこの数年来経済や政治、あるいは文化のグローバル化が急速に進展する中で、諸外国の人々と国際交流をはかることによって相互理解がいつそう深まり、相互信頼に基づいた友好関係が構築されることが以前にも増して重要性を持ってきている。交流によって培われた世界空間に広がる人的ネットワークは、人種や文化や文明に対する理解不足に端を発するさまざまな摩擦や誤解や偏見を回避させ、国際理解の推進と国際協調の精神の醸成に寄与すると思われる。

日本では昭和58年（1983年）に「留学生受入れ10万人計画」が策定され、留学生の受入拡大と総合的な留学生政策が実施された結果、昭和58年には10,428人でしかなかった外国人留学生の数はこの20年間で飛躍的に伸長し、平成15年（2003年）5月には、日本の大学の学部や大学院、あるいは短期大学、高等専門学校、専門学校（専修学校専門課程）で学ぶ外国人留学生の数は109,508人に達した。この数は今後5年間でさらに3万人増えると思込まれる。しかしながら、わが国で学ぶ留学生の数は平成10年（1998年）には51,298人であったが、この5年間でその数が倍増したことによって、受入機関の体制が十分に整わず、また安易な受入などもあって、留学生の質の低下や不法就労、

あるいは留学生による犯罪等の問題も表面化していることもまた、その一方である。

わが国から海外に留学する日本人の数も昭和58年の18,066人から平成12年（2000年）には76,464人と着実に伸び続けている。しかしながら、日本が受入れている10万人の外国人留学生の数でさえも、日本の大学等の在学者総数に占める割合はまだ2.6%でしかなく、例えばフランスの7.6%に比べると3分の1程度でしかない。また、外国に行く留学生の数も日本の場合在学者総数の1.5%でしかなく、これもフランスの2.6%に比べるとまだ半分近くでしかなく、諸外国に比べるといずれも少ないのが実情である。

さて、長崎県立大学は平成4年（1992年）に中国福建省にある華僑大学と友好協定を締結し、それ以降、教員間、あるいは学生間の交流を行っているが、この学生間の交流についてはまだ双方向とは必ずしも言い難い状況にある。また、教員間の交流もさらなる充実が望まれる。今後よりいっそうの国際理解の推進や国際協調の精神の涵養をはかるためにも、現在の華僑大学との交流を充実させると同時に、他の国や地域の複数の大学との国際交流へと交流の枠や幅を拡大発展させることが必要ではないかと思われる。いずれにしろ、このような本学の今後の国際交流のあり方を検討するうえで、他大学の先行事例を参考にすることに

よって、長所と思われる点は取り入れ、短所と思われる点は改善を加えることによって、本学のより質の高い国際交流のあり方が考えられるのではないと思われる。ところが、実際に他大学の先行事例を調査するにあたって、日本の大学のほとんどが国際交流を実施している中で、事例を選択すること自体が非常に困難であると思われた。例えば、国立大学(平成16年4月から国立大学法人)の場合は、国の政策として発展途上国の人材育成に寄与することを目途としているために、多数のアジア・アフリカ諸国等から数多くの留学生を多数の学部に入らせていて、しかも、予算面でも特別の配慮が施されているために予算規模も大きく、単学部2学科の小規模大学である本学の参考になるとは思われなかった。また、私立大学の場合は、往々にして国際交流が受験生獲得のための宣伝材料として用いられている側面もあり、時には大学のレベルから見ても不釣り合いな大学と協定を締結している場合もあり、また交流予算の規模も一般的に大きく、そのため1大学で数多くの大学と国際交流協定を締結している場合が多く、あまり参考事例になるとは思われなかった。従って、本研究では文部科学省が出している高等教育の「大学間交流協定締結状況」の中から積極的に国際交流を推進している公立大学を選び出し、その中から大学の規模や予算面や大学の学部等も勘案しながら、特に関西以西の大阪市立大学、大阪府立大学、島根県立大学、山口県立大学、宮崎公立大学、下関市立大学、北九州市立大学と、北陸の福井県立大学の計8公立大学を抜き出した。そして、各大学を訪問するに先立ち、国際交流に関するいくつかの質問事項を書いたアンケート用紙を各大学に送付し、事前に準備してもらい、最後に各大学

の国際交流担当者に直接会ってアンケート用紙を回収し、不明な点は詳しく説明を受けるなどして聞き取り調査を行った。

本研究は、他大学の国際交流の先行事例を参考にしながら、本学の今後の国際交流はどうあるべきか、またどのような可能性が考えられるのかを考察することを目的としている。

## 2. 国際交流の概要

### —多学部の公立大学の場合

公立大学の国際交流協定はさまざまな背景や経緯のもとに締結されている。国際交流を行う場合にまず問題となるのは、どの国のどの地域のどの大学と交流協定を締結するかということである。一般的に大学で最も頻繁に行われているのは、大学の理念や学部・学科の特色、あるいはカリキュラムや履修科目の内容、あるいはまた大学の地理的な条件等も勘案しながら、それらの諸条件や優先事項に沿って国や地域や協定大学、あるいは協定学部を選定し、交流協定を締結するケースである。ところが、今回の調査で明らかになったのは、公立大学の国際交流で比較的多いのは、大学の設置者である府、県、市がまず外国の省、州、道、県、市等と交流協定や姉妹都市協定を締結し、行政レベルで人的交流をすでに実施していて、それを発展させて、各自治体が有する公立大学と交流相手の自治体にある大学と交流協定を締結させるケースである。この場合、設置者が推進している交流協定でもあるために、大学は設置者から交流に対する資金援助等を受けることができる場合が多い。ただ、この行政主導の交流の場合には、設置者側の意向が先行するために、大学側はそう

## これからの国際交流のあり方について

した設置者の意向に無理をしてでも合わせなくてはならず、時には設置者の意向に振り回されたり、大学の理念や性格と合わない大学と協定を締結する場合も散見された。

交流を行う場合には、国や地域の選択も重要であるが、それと同時に大学や学部を選定も重要であると思われる。そして、交流大学や学部・学科が決定されたならば、どのレベルで交流を行うのかも同時に検討されなくてはならない。大学という教育機関の交流の場合に最も一般的に考えられるのは、やはり学生間の交流であろう。次に、教員・研究者間の交流である。しかしながら、場合によっては、研究者同士が個人的に行っていた交流が発展して部局間交流となり、それが最終的に大学から正式に認定されて、大学間の国際交流協定へと発展するケースもある。特に、大阪市立大学や大阪府立大学の場合はこのケースに当てはまる。大阪市立大学は商学部、経済学部、法学部、文学部、理学部、工学部、生活科学部、医学部の8学部と看護短期大学部を有する総合大学である。また、大阪府立大学は工学部、農学部、経済学部、総合科学部、社会福祉学部を有する比較的理系の学部が多い総合大学である。この2つの大学のように学部が多く、しかも理系の学部が多い大学では、日進月歩で(最近は秒進分歩の感さえあるが)進歩する先端技術の知識や情報獲得のために、大学関係者たちは海外のさまざまな大学や研究機関の研究者たちと交流することが多い。こうした交流の場合、教員・研究者間の個人レベルの交流が次第に発展して、やがては部局間の研究者間交流となり、最後は部局の学生間の交流も行われるようになることが多い。しかしながら、交流人数や交流回数が多くなれば、資金面でも当然無理が生

じることも多く、手続き面も煩雑になり、しかも責任も複雑かつ大きくなり、個人や研究室だけでは手に負えなくなってしまう。こうした諸問題を少しでも緩和するために、交流を大学から公式に認定してもらい、相手機関と正式に交流協定を締結するにいたるといふ、いわば私的レベルの交流から公的レベルの交流に発展するケースがかなりの数にのぼっている。

それでは、多学部を有する公立大学はどのような国際交流を行っているのかその概要を見てみよう。

大阪市立大学の場合はすでに述べた設置者の意向を受けたいわば外発的国際交流と研究者の部局間交流から発した内発的国際交流の双方の特色を兼ね備えたものである。大阪市立大学ではまず大阪市の姉妹都市・友好都市である上海市と、また上海市以外の姉妹都市や友好都市に位置するサンパウロ大学、サンクト・ペテルブルグ大学、メルボルン大学、ハンブルグ大学と教員・研究者間の交流を行っている。上海市とは昭和54年(1979年)に交流協定を締結し、毎年(以下派遣や受入は単年度ごとの人数であり、累計は現在までの複数年の人数を表す。また、大阪市立大学の場合、研究者は教授と助教授を指し、研修生は講師と助手を指している)6名(原則として研究者5名+研修生1名)を派遣し、5名(専門家4名+研修生1名)を受入れている。これまでの、派遣累計は101名(研究者90名+研修生11名)、受入累計は102名(専門家80名+研修生22名)と最も活発な交流を行っている。サンパウロ大学とは昭和56年(1981年)に協定を締結し、派遣1~2名、受入1~2名で、これまでの派遣累計は21名、受入累計は14名である。サンクト・ペテルブルグ大学とは昭和

60年（1985年）に協定を締結し、派遣1～2名、受入3名で、派遣累計は32名、受入累計は42名となっている。メルボルン大学とは昭和63年（1988年）に協定を締結し、派遣1～2名、受入0～1名で、派遣累計は19名、受入累計は1名である。ハンブルグ大学とは平成3年（1991年）に協定を締結し、派遣1～2名、受入0～2名で、派遣累計は13名、受入累計は4名となっている。メルボルン大学への派遣の場合、英語圏という理由から派遣を希望する教員は多いが、メルボルン大学からの派遣希望者は言葉の問題等があるためか非常に少なく、双方向の交流となっていないことが問題であるという。だが、上海市、サンパウロ大学、サンクト・ペテルブルグ大学との研究者交流は20年以上続いていて、相互の派遣や受入は順調に行われている。派遣や受入の期間は大学によって異なり、上海市との交流期間は2週間であるが、他は2～3ヶ月間（延べ2～3ヶ月もある）である。大阪市は上海市や上記の大学がある都市とは姉妹都市・友好都市協定を結んでいることから、これらの交流のためには特別予算を組んで金銭的な支援をしている。派遣の場合には航空運賃を、受入の場合には滞在費をそれぞれ支給している。また、上海市とサンクト・ペテルブルグ大学の研究者との交流のためには通訳の予算もつけられている。

これらの大学とは、サンパウロ大学とメルボルン大学を除いて、教員・研究者間の交流の実績等を踏まえて、後には学生間の交流も行われるようになった。サンクト・ペテルブルグ大学とは平成8年（1996年）に学生交流協定を締結し、毎年派遣4名、受入0～4名を行っているが、この5年間ほどで派遣累計は28名、受入累計は13名となっている。ハンブルグ大学とは同じく平成8年に協

定を締結し、派遣0～2名、受入3～4名で、派遣累計は4名、受入累計は18名となっている。上海市との研究者間交流の協定は最も古いが、学生間交流の協定は最も新しく、平成15年（2003年）に協定が締結されたばかりで、この年から派遣1名、受入1名で交流が開始された。また、大阪市とは姉妹都市の関係にはないが、フランスのル・アーブル大学とも平成元年（1989年）に協定が締結され、派遣4名、受入4名、派遣累計46名、受入累計42名と、学生間交流の中では最も安定した交流が行われている。交流期間はサンクト・ペテルブルグ大学とル・アーブル大学とは1ヶ月間と短い、ハンブルグ大学とは1年間、上海市とは3ヶ月～1年間（場合によって幅がある）となっている。また、サンクト・ペテルブルグ大学とル・アーブル大学との交流のためには、派遣の場合には航空運賃支給、受入の場合には滞在費支給の予算措置が取られている。これに対して、ハンブルグ大学と上海市との交流には予算措置は取られていない。だが、姉妹・友好協定を結んでいる都市にある大学との「国際学術交流」でありながら、期間が短いために予算措置が取られるところ、留学が長期にわたり費用がかさむためか予算措置が取られないところがあるのはやはり問題ではないかと思われる。資金的援助が必要なのはむしろ長期滞在の留学生ではなかろうか。また、予算の関係からか、ハンブルグ大学との交流も短期留学の方向で話が進められているとのことである。国際交流をどのように推進するか大学として方針を明確にしていなかったために、このようなちぐはぐな対応がなされているのではないかと思われる。方針を明確にしたうえでそれに沿って予算配分等を講じた後に交流を推進すべきであろう。

## これからの国際交流のあり方について

大阪市立大学では以上のような活発な大学間交流に加えて、部局間交流が外国の31の機関との間で行われている。これはすでに述べたように、教員・研究者が中心となって推進されている。これらの部局間交流は、学部教授会にまず申請がなされてそれが承認され、そのうえで各学部選出の委員で構成される国際交流委員会で最終的に承認を受けて、相手機関と正式に交流協定が締結されるが、交流の窓口となるのはもともと交流をしていた教員個人か研究室に任されていることも多く、また交流のための諸経費も大学全体の予算でまかなわれていないために、学部内で交流経費を捻出しているという。また、学部の予算が潤沢でない場合には、研究者の個人負担で交流が行われているケースもあるという。このような個人の善意に依存している国際交流は、大学で協定を締結していることから考えれば、やはり問題ではないかと思われる。ただ、大阪市立大学の場合は、平成14年度から国際交流を担当する部署（学術交流課）が立ち上げられ、国際交流のあり方にも検討が加えられるようになったようで、「従来、いくつかの事例において交流が個々の研究者のものとしておわり、大学間の有機的な関係でなかったことも反省する必要がある。国際交流に関し、大学としてとるべき戦略の方針を作成し、それにしたがって提携関係を樹立していくなどの努力が要請される」と反省している。だが、後に述べるように、今後は国際交流に対して戦略を立てて臨もうとしている大阪市立大学の姿勢は評価に値する。

大阪府立大学では、昭和60年（1985年）に中国の同剤大学、ロイヤルメルボルン工科大学、トロント大学応用理工学部との間で部局間交流が開始されたが、1990年代後半になってからは他の大学

や機関との交流も急速に増えて、現在では8ヶ国33機関との間で国際交流協定が締結されていて、教員、研究者、学生、職員の部局間交流が行われている。ただ、大阪府立大学の場合、国際交流に対してはまったく予算措置が取られていないために、各学部や研究室で交流費用を工面して交流が行われているのが特徴的であり、また問題でもある。そのうえ、多くの場合、教員個人が交流窓口となっているために、例えば、協定締結に携わった教員が退職した後、それまで行われていた交流を以後どうするのかが問題になったり、あるいはまた、交流の窓口が一本化されていないために誰が窓口を担当するのか、また、協定を締結していても実績がほとんどなく協定を終了したい旨の希望が関係者から出されたり、中には交流が活発になってきたが、窓口がないために、窓口の設置の要求が出されている学部さえあるというように、大学全体の国際交流を検討したり見直す部局もないために、さまざまな問題を抱えたまま今日にいたっている。そのため、外国の大学から協定の申し込みがあった場合も、どの学部の、どの教員に窓口になってもらうかが問題となったりしている。もちろん、窓口になっている教員の負担が大き過ぎるとの不満も出されている。これは事務処理の煩雑さに加えて、予算措置が取られていないことが背景にあると思われる。また、交流のための経費も学部の予算が潤沢でない場合には、教員個人の出張旅費でまかなわれているという。大阪府立大学のような学部を多く有する総合大学の今後の国際交流のあり方を考える場合、少なくとも大阪市立大学のような大学全体の国際交流を取りまとめる部局の立ち上げや窓口の一本化、そして予算措置が必要であろう。このような窓口が一本化さ

れていない部局間の国際交流では、確かに大学として協定を結んでいても、実際の交流は教員や研究者間で行っているために、大学の事務局までは情報が届かず、交流の詳細を掌握しにくいという欠点もある。それにまた、交流が学部や教員に任されていることから、交流自体に検討が加えられず、交流が教員レベルに留まり、学生があまり恩恵に浴することが少ないケースもかなりあるとみられる。また、設置者の大阪府が外国の県や州と交流協定を締結しているために、交流県や州の大学と交流するように府から大学に申し出がある場合もあるが、この場合も窓口となる部署が存在しないために、ある特定の教員に協力が依頼されるようであるが、協定締結のための諸経費や旅費さえも教員に全額負担させることもあるという。実際に協定に携わった教員に話を聞くことができたが、その苦労は並大抵ではないとのことであった。また、国際交流協定が大学と国家になることもある。例えば、大阪府がノルウェーと交流協定を締結した後に、府立大学にも交流協定を締結するように言ってきたが、国家との国際交流協定のために、教員側が躊躇し、結局交流協定締結にはいたらなかったという。いずれにしろ、これらの事例は設置者の意向に大学が振り回されたケースであると言えよう。大学という教育機関の国際交流は研究や教育とも密接に関係しているために、さまざまな角度から検討が加えられなければならない、設置者が考えるほど大学の国際交流は簡単にはいかないのではないかと思われる。

北九州市立大学は、2つのキャンパスに文学部、外国語学部、経済学部、法学部、国際環境学部(この新学部だけが理系でひびきのキャンパスにある)の5学部を有するどちらかと言えば文系の総

合大学であるが、国際交流は窓口を一本化し、学生交流と教員交流の二つを基本的に体系的に行われているのが特徴的である。学生交流の場合は、交換留学、短期留学生受入、海外語学研修の三つに分けて行われている。交換留学は1年間在籍したままで休学することなく協定校に留学する制度で、派遣学生は全学部から公募される。北九州市立大学の国際交流は、昭和59年(1984年)に大連外国語学院と教員間交流を始めたのが契機となったと思われるが、4年後の昭和63年(1988年)に交流協定が正式に締結された。これに対して、オールドミニオン大学(アメリカ合衆国バージニア州)とは昭和61年(1986年)に国際交流協定が締結され、交流は4年後の平成2年(1990年)にまず教員間で開始された。そして、平成4年(1992年)からは協定締結の大学の数も次第に増えていった。北九州市立大学の場合、確かに交流の発端は教員間交流であったが、大阪市立大学や大阪府立大学とは異なり、現在では学生交流の方がむしろ盛んに行われている感すらある。また、北九州市立大学の国際交流の中で特徴的なものとして、協定大学での語学研修制度があげられる。これは夏期及び春期の休業期間中に協定を締結している大学で行われる4週間程度の語学研修プログラムに参加して語学力向上を目指すというものであるが、研修先では各人の語学力に応じてクラス分けがあり、それぞれのクラスで他の国の学生と一緒に勉強することによって交流を深めることができるという利点もある。なお、語学研修の成績は外国語科目の単位として認定してもらうことが可能である。

北九州市立大学の国際交流協定の内容は以下の通りである(交換留学とは双方向からの派遣や受入を示し、短期留学の場合は受入のみを示す。ま

### これからの国際交流のあり方について

た、語学研修とは相手大学への研修を指す)。オールドドミニオン大学とは昭和61年(1986年)に協定が締結され、平成2年(1990年)には教員交流が、平成4年(1992年)には語学研修が、平成13年(2001年)には交換留学がそれぞれ開始された。ウェールズ大学カーディフ校とは平成4年(1992年)に協定を締結し、同年に語学研修と短期留学生の受入を開始し、平成13年(2001年)には交換留学制度を開始した。ノッティンガム大学とは平成6年(1994年)に協定を締結し、同年に語学研修を開始した。ゲッティンゲン大学とは平成7年(1995年)に協定を締結し、同年に教員の交流を開始した。仁川大学とは平成7年(1995年)に協定を締結し、平成11年(1999年)には短期留学生受入を開始した。クイーンズランド大学とは平成11年(1999年)に協定を締結し、同年に交換留学制度を開始した。タスマニア大学とは平成11年(1999年)に協定を締結し、同年に交換留学制度を開始した。タコマ・コミュニティ・カレッジ(アメリカ合衆国・ワシントン州)とは平成11年(1999年)に協定を締結し、同年に語学研修を開始した。オックスフォード大学ブルックス校とは平成12年(2000年)に協定を締結し、同年に交換留学制度を開始した。ダグラス・カレッジ(カナダ・ブリティッシュコロンビア州)とは、平成12年(2000年)に協定を締結し、同年に語学研修を開始した。中国社会科学院人口研究所とは、平成13年(2001年)に協定を締結し、同年に教員交流を開始した。北九州市立大学の教員交流の場合、派遣された教員はそれぞれの派遣先で講義を担当することを基本としているが、日本からは英語圏のオールドドミニオン大学に行くことを希望する教員が多いのに対して、大連の教員は職歴に箔をつける目的で日

本行きを希望する人が多いという。オールドドミニオン大学から来る教員には集中講義を依頼している。

北九州市立大学の交換留学生制度の場合、平成11年から平成15年まで(1999年～2003年)の5年間に6大学へ派遣された学生の累計は41名である。これに対して、交換留学生の受入は、平成12年から15年まで(2000年～2003年)の4年間で32名となっている。また、ウェールズ大学カーディフ校との交流は、平成13年(2001年)にそれまでの短期留学生受入から相互の交換留学生受入に移行したが、平成4年から平成13年まで(1992年～2001年)の10年間の短期留学生受入累計は73名にのぼった。仁川大学からの短期留学生受入も平成10年から平成15年まで(1998年～2003年)の6年間で23名であった。なお、北九州市立大学では他の大学には類例を見ない「留学支援語学講座」(北九州市立大学国際交流基金支援事業)と呼ばれる講座が開講されている。これは留学を目指す学生のための「サポート体制」であるが、英語圏の大学に留学するために必要なTOEFLのスコアを上げることがもちろんのこと、留学先で授業を聞き取れる能力やプレゼンテーションができる英語の実用能力を高めることを目的としている。しかし、この講義は留学を希望する学生ばかりでなく、英語を活かした職業に就きたい学生等、北九州市立大学の学生ならば誰でも受講できるようになっているのが非常に特徴的である。

以上見てきたように、多学部複数学部の国際交流の場合は、大阪市立大学や大阪府立大学のように、国際交流のために数多くの大学や部局と交流協定を締結しているが、それはまず教員間の研究のための交流に端を発するために、学生間の交流

はまだ十分に整備されていない側面がある。それにまた、大学として国際交流協定を締結していても、予算面でも事務的な手続きの面でも学部の事務局や個々の教員に任せている場合が多く、窓口となる担当部局の設置や予算の確保が課題である。大阪市立大学の場合は、ようやく平成14年に国際交流を担当する部局が立ち上げられたが、それはむしろ大学全体で行っている交流の窓口という意味合いが強く、部局間交流はまだ学部事務局や研究室、あるいは個々の教員に任されているために、交流全体を大学が十分把握していない側面がある。大学として交流協定を承認したからには、やはり交流そのものの内容やあり方を大学が把握する必要がある。もちろん、部局間交流の予算面をどうするのかというのも今後の大きな課題であろう。これらの二つの大学に対して、北九州市立大学の場合は、制度的にも非常に充実しているうえに、予算措置も取られている。しかも、留学の準備のためのサポート体制も充実している。また、北九州市立大学の特色として、教職員によるバックアップ体制もあげられる。これは海外留学や語学研修が決定してから渡航するまでの間、オリエンテーションや留学した先輩との意見交換会を実施したり、教員からのきめ細かいアドバイスを行うというものである。さらには、渡航準備の相談も受けるとともに、渡航期間中の連絡網を密にして、事故やけがなどにも迅速に対応できるように努めている。国際交流は協定、連絡、受入など対外的な事務処理を行う部署の仕事も重要であるが、それと同時に派遣する学生に対してこのような精神面あるいは教学面でのサポート体制も重要であると思われる。

### 3. 国際交流の概要

#### —単学部及び少数学部の場合

今回調査した8大学のうち、すでに述べた多学部を有するいわば総合大学かそれに近い大学である大阪市立大学、大阪府立大学、北九州市立大学以外の5大学は、いずれも単学部が多くて4学部しかない中・小規模の大学である。そのために、予算規模も限られたものではないかと推測される。こうした中・小規模大学においては、どのような国際交流がなされているのであろうか。それは上記のような多学部を有する大規模な大学とはどのような点で異なっているのであろうか。ちなみに、これらの大学が有する学部や学科をあげると、島根県立大学は総合政策学部（学科はなく、国際協力系、組織経営系、地域社会系の3コースに分かれている）、宮崎公立大学は人文学部国際文化学科、下関市立大学は経済学部経済学科と国際商学科というように、いずれも単学部単学科か単学部2学科の大学である。福井県立大学は2つの分離キャンパスに、経済学部経済学科と経営学科、生物資源学部生物資源学科と海洋生物資源学科、看護福祉学部看護学科と社会福祉学科の3学部6学科がある。山口県立大学の場合は、複数あった県立の単科大学が統合されかつ新学部も加えて新たに発足した大学であり、国際文化学部国際文化学科、社会福祉学部社会福祉学科、看護学部看護学科、そして生活科学部には生活環境学科、栄養学科、環境デザイン学科の計4学部6学科がある。

それでは、それぞれの大学の国際交流のあり方や特色を見ていこう。まず、島根県立大学であるが、この大学は、設置者である島根県が北東アジア地域との交流を推進する意向を持ち、中国の吉



### これからの国際交流のあり方について

林省と寧夏回族自治区、大韓民国慶尚北道の計二国二省一道と友好交流協定を締結していることから、平成12年（2000年）10月に中国の吉林大学と韓国の慶北大学校と、平成13年9月には慶道大学とそれぞれ協定を結んでいる。協定の議定書には、交流県留学生として、中国吉林省からは2名以内、寧夏回族自治区からは1名以内、韓国慶尚北道からは2名以内を毎年受入れることが明記されている。しかも、これらの交流県留学生の受入で特徴的なのは、留学期間が4年間と長期にわたっていることである。他の大学の交換留学生の受入は長くて1年間、少ない場合は数週間から数ヶ月の期間であることを考えれば、長さが際立っている。だが、これは交流（受入）の目的である「北東アジア地域の将来を担う人材並びに島根県と交流県との相互理解及び友好関係の増進に寄与する人材を島根県と交流県が共同して育成する」ことを忠実に実行していることの表れであり、公立大学としては珍しく交流を長期的展望に立って行っている点で非常に評価できる。また、島根県立大学は教育方針として、「国際社会に通用する学生の育成」を掲げているが、「総合政策学部」という学部の特徴から、「総合政策学」と「北東アジア地域研究」を教育の中心にすえ、理論だけでなく、実践を通じた学習も重視している。そして、「国際化時代に対応した能力を身につける」ことの重要性を強調し、英語の運用能力を高める科目の開設はもちろんのこと、「地域言語科目」として、「中国語」、「韓国語」、「ロシア語」の3言語を開設している。しかしながら、島根県立大学では国際化に対応することを語学の運用能力を高めるだけとは捉えずに、異文化理解の重要性も認識している。そのために、「地域理解科目／地域分析科目」とい

う他の大学には見られないユニークな科目群を設置している。これは夏期休業期間中の4週間の間に、アメリカ、中国、韓国、ロシアの諸大学において、語学学習、社会・文化学習、地域住民との交流活動等に参加しながら「発信型の学習態度を養成」することを目的とした科目で、卒業要件としてそれぞれ2科目4単位以上の取得が義務づけられている。こうしたカリキュラムの内容から、島根県立大学では、上記の国際交流協定大学以外にも、平成12年（2000年）9月にモンレー国際大学（アメリカ合衆国）とカリフォルニア大学パークレイ校、同年10月にはセントラルワシントン大学と中国の北京大学国際関係学院と、平成13年（2001年）5月には韓国の蔚山大学校と、また同年6月にはイルクーツク大学とそれぞれ交流協定を締結している。これらの大学との交流協定は、上記の交流県との協定とはまったく異なり、学生の異文化理解研修派遣や短期語学研修受入と、教員を中心とする共同国際シンポジウムの開催、教職員受入等を目的としている。なお、これらの大学からの短期語学研修受入は平成13年から実施されている。

交流の詳細は以下の通りである（いずれの派遣も受入も島根県立大学から見てのものである）。モンレー国際大学においては、平成13年（2001年）、平成14年（2002年）、平成15年（2003年）に異文化理解研修（8～9月）がそれぞれ実施され、平成16年度（2004年）にも実施の予定である。北京大学国際関係学院においても、平成14年（2002年）と平成15年（2003年）に異文化理解研修（8～9月）が行われ、平成16年度（2004年）にも実施の予定である。慶北大学校でも、平成13年（2001年）、平成14年（2002年）平成15年（2003年）に異

文化理解研修（8～9月）が実施され、平成16年（2004年）にも実施の予定である。また、慶北大学校からは平成13年、14年、15年度にそれぞれ専任教員を受入れているが、平成16年度にも受入の予定である。蔚山大学校からは、平成15年（2003年）に短期語学研修を受入れたが、その後大学院開発研究科に卒業生の2名が入学した。平成16年度（2004年）にも短期語学研修を受入れる予定である。慶道大学からは、平成13年（2001年）に短期語学研修の受入を開始したが、平成14年（2002年）からは慶道大学の職員研修を受入れている（3～9月）。平成15年（2003年）には短期語学研修を受入れると同時に、儒教体験プログラムの学生も受入れている。平成16年度（2004年）にも短期語学研修生と儒教体験プログラムの学生を受入れる予定である。イルクーツク大学においても、平成13年（2001年）、平成14年（2002年）、平成15年（2003年）に異文化理解研修が実施（8～9月）されたが、平成16年度（2004年）にも実施の予定である。これらの交流大学とは以上のような交流以外にも、島根県立大学が中心となって、交流大学の教員を島根県立大学に招待して「共同国際シンポジウム」が開催されている。平成13年（2001年）にはカリフォルニア大学バークレー校と、平成14年（2002年）には北京大学国際関係学院と、平成15年（2003年）にはモンレー国際大学とそれぞれ共同でシンポジウムが開催された。平成16年度（2004年）にも慶北大学校と共同でシンポジウムを開催する予定である。また、イルクーツク大学とは、教員と学生が共同参加して行う「ジョイントフォーラム」を平成14年から毎年二つの大学で交互に開催しているが、平成16年度はイルクーツク大学で開催の予定である。

島根県立大学では現在交流県からの留学生の受入しか行っていないが、今後は、留学先の大学での取得単位の認定、授業料の徴収、その他留学に関する具体的な制度を検討したうえで、各大学と留学に関する協定を締結して留学プログラムを用意し、具体的な内容を示す予定である。受入にしる、派遣にしる、どちらかと言えば一方向である交流を双方向の交流にするために現在検討中とのことである。島根県立大学は平成5年に島根県立国際短期大学として開学し、平成12年に島根県立大学として発足した小さな大学であるが（専任教員55名、入学定員200人、収容定員800人）、発足と同時に国際交流に力を入れ現在にいたっている。交流の実績もさることながら、学生に異文化理解と留学を促すために、「異文化理解と留学のすすめ」（島根県立大学・交流推進委員会編）という冊子を配布し、異文化理解の重要性と国際交流に関する情報を事細かに説明している。このような冊子は今後本学で国際交流を推進するうえでも非常に参考になると思われる。

さて、山口県立大学にはすでに述べたように4学部6学科あるが、再編統合された大学であるためにそれぞれの学部は互いに関連性はないが、それでも「異質な文化や価値観を理解し、真の国際化に貢献できるコミュニケーション能力と実践力を備えた人材を育成する」という理念のもとに、平成4年（1992年）から海外の4大学と交流協定を締結し、学術交流や学生交流を積極的に推進している。特に学生交流事業では、1年間の留学生の相互派遣・受入のほかにも、3週間の夏期海外短期語学研修プログラム等を設けて、学生たちが意欲的に国際交流ができる環境を作っている。ただ、中国と韓国の大学との協定に関しては、山口

### これからの国際交流のあり方について

県が交流県として協定を結んでいることから、県主導で推進された側面はある。しかしながら、その反面、交流県との国際交流ということで県当局は積極的に補助金を出している。昨年山口県はスペイン・ナバラ州と交流協定を締結したが、県立大学にはスペイン語履修生が少ないことから、スペインの大学との交流協定は今後の検討課題となった。

山口県立大学の海外の4大学との国際交流協定の締結と交換留学についての詳細は以下の通りである。中国曲阜師範大学とは平成4年(1992年)に協定を締結し、平成10年から平成15年まで(1998年～2003年)の5年間の受入累計は4名であり、また平成8年から平成15年まで(1996年～2003年)の派遣累計は6名である。韓国慶南大学校とは、平成8年(1996年)に協定を締結し、平成9年から平成14年まで(1997年～2002年)の6年間の受入累計は9名であり、また平成10年から平成14年まで(1998年～2002年)の5年間の派遣累計は6名である。アメリカ合衆国センター大学(学生交流は、国際文化学部の学部としての協定)とは、平成12年(2000年)に協定を締結し、平成12年から平成14年まで(2000年～2002年)の3年間の受入と派遣の累計はそれぞれ7名となっている。カナダのビショップ大学とは、平成14年(2002年)に協定を締結し、平成14年から留学生を1名受入れている。

山口県立大学では以上のような留学の受入や派遣のほかにも、「学生交流推進事業」として、曲阜師範大学と慶南大学校からの学生も受入れていて、盛んに国際交流を行っている。この「学生交流推進事業」というのは、①外国人学生に対する日本語学習(国際文化学部の日本語教員養成課程の学

生による指導)②日本理解のプログラムと学生交流(一般授業の受講、フィールドワーク、公開討論会)③日本文化体験学習(日本文化関連教養科目受講、伝統文化関連サークルとの交流)を内容とするものである。「学生交流推進事業(「グローバル学生交流」とも呼ばれている)」の実績は以下の通りである。まず、平成7年(1995年)に「国際大学セミナー」(4週間)が開催され、曲阜から10名が参加した。平成8年(1996年)には夏期短期留学(4週間)を受入れ、慶南から20名が参加した。平成9年から平成11年までは(1997年～1999年)毎年「トライアングル学生交流」(4週間)が開催されたが、曲阜と慶南からそれぞれ10名が参加した。平成12年(2000年～)からは「グローバル学生交流」(3週間)を開催しているが曲阜と慶南から毎年それぞれ10名が参加している。これらの国際学生交流への参加者の累計は平成14年度末(2002年)までに156名にもものぼっている。なお、この学生交流推進事業(「グローバル学生交流」)のためには、350万円(県半分、大学半分)の予算が計上されている。

このような交流以外にも、夏期に3～4週間の予定で交流大学で実施される語学研修がある。この研修は平成7年(1995年)から平成8年(1996年)にかけて曲阜師範大学とビショップス大学で開始され、翌平成9年(1997年)には慶南大学校が加わり、曲阜師範大学、慶南大学校、ビショップス大学の3ヶ国3大学で実施されるようになった。この語学研修は夏期短期留学制度による曲阜師範大学と慶南大学校の学生受入の裏返的なもので、それぞれの語学研修の参加者のうち10名分の学費や滞在費等が相手大学の負担で無料となっている。語学研修への学生の参加も積極的で、曲

阜と慶南への語学研修参加学生の累計は平成14年度末(2002年)までに192名にものぼっている。これにビショップス大学での語学研修参加学生を加えると、平成14年度末までに語学研修に参加した学生の累計は350名を越えている。この語学研修を履修することによって語学の単位として2単位が認定される。なお、学生交流推進事業も語学研修も平成15年(2003年)はSARSが流行したことによって中止となっている。そのために、交流の統計は、平成14年までである。

以上のように、山口県立大学の国際交流の特色として、まずこの大学が中心となって中国や韓国の交流大学の学生を山口に招待し、そして県立大学生も参加させての3ヶ国の学生交流を行っている点があげられよう。そして、もう一つの特色として、大学当局が主催して行う国際交流事業の結果、近年では学生間の自主交流も盛んに行われるようになったことがあげられる。例えば、平成14年(2002年)秋に山口県立大学学園祭実行委員会が慶南大学校の学生を招待したが、その返礼にと、翌平成15年(2003年)には5月18日から5月22日までの5日間、山口県立大学の学生が慶南大学校の学園祭に招待され、県立大学学生自治会長以下計15名が参加した。慶南大学校訪問の際には県立大学のマンドリンオーケストラが演奏を披露したり、慶南大学校総学生会メンバーや日本語学科生たちとの交流会やホームステイを行うことによってお互いに親交を深めている。学生たちは大学が提供するさまざまな形の国際交流によって交流の重要性を認識し、それをさらに自主交流につなげて国際交流を自分たちなりに実践していることは、高く評価することができるのではないだろうか。海という自然の国境が他の国の人々と接すること

を困難にしている日本人にとって、海外旅行はともかくとして、真の国際交流に一步を踏み出すとはなかなか困難であるし、勇気がいることでもある。しかし、山口県立大学の事例は、大学ができるだけ多くの国際交流の機会を学生たちに提供することによって、学生たちは国際交流を身近なものと感じ、やがては能動的に自ら国際交流を行うようになるということを示している。こういう点で、大学としていかにして国際交流を行うべきかを問うことは非常に重要なことであろう。

宮崎公立大学は人文学部国際文化学科にふさわしく「グローバルリーダーの育成」を大学の理念として掲げ、平成5年(1993年)の開学以来、国際交流を積極的に推進している。現在4大学と学術交流協定を締結し、学生の相互派遣等の交流を行っている。以下がその概要である。平成5年にオールド・ドミニオン大学(アメリカ合衆国バージニア州)と協定を締結したのを手始めに、平成7年(1995年)には蘇州大学(中国)と蔚山大学校(韓国)と、平成12年(2000年)にはワイカト大学(ニュージーランド)と協定を締結した。オールド・ドミニオン大学は宮崎市が姉妹都市協定を結んでいるバージニアビーチ市があるバージニア州に位置している。姉妹都市協定締結に携わった人が偶然にもオールド・ドミニオン大学で教鞭をとっていたことから同大学との交流協定へと発展したのである。蘇州大学と蔚山大学校は、「地理的・歴史的に関係の深いアジアとの交流を重視する」という宮崎公立大学の方針に従って、中国や韓国で日本語を専門に学ぶ学科を有する大学の中から候補の大学がいくつかあげられた中から、最終的に選ばれた大学である。これらの2大学の選考の際には大学の教員が直接現地に赴いて慎重に

## これからの国際交流のあり方について

検討が重ねられたという。ワイカト大学も、平成9年（1997年）10月に宮崎公立大学で中期国際交流計画が策定された際に、交流の方針の一つとして「英語圏の日本語・日本文化研究学科（学部）を持つ大学と相互交流を推進する」ことが盛り込まれたために、学内の国際交流委員会の中にプロジェクトチームが組織されて、調査及び協議がなされた結果、決定された大学である。

各大学との交流は大きく分けて、交換留学の派遣と受入、短期研修生の派遣と受入の二つから成り立っている。交換留学生制度とは、留学生を1年間（ワイカト大学の受入のみ半年間）派遣したり受入れたりする制度である。また、短期研修には語学の受講生だけでなく、中国文化論や韓国文化論の受講生も参加している。この短期研修制度のもとで毎年20名前後の学生が派遣されたり受入れられたりしているが、この制度の特徴として、受入学生にはそれぞれ公立大の学生パートナーをつけて、学生レベルの交流を深めさせていることがあげられる。研修に来た外国人学生は週の間は宿舎で生活をするが、週末にはホストファミリーの日本人家庭で過ごし、日本の日常生活を体験する。反対に、パートナーとなった日本人学生が相手の大学に研修に行った際には、日本で世話をした学生にパートナーになってもらっている。この制度は互いに知り合いになった学生同士がさらに交流することによって親交を深めることができる仕組みとなっている。こうした交流のために宮崎公立大学では特別に予算が組まれ、学生が短期研修のために協定大学に行く際には、中国、韓国での研修の場合には1人5万円、ニュージーランドでの研修の場合には1人7万円の補助金が大学から支給されている。

各大学との交流実績と状況は以下の通りである。オールド・ドミニオン大学には平成6年（1994年）に短期研修生として9名を派遣したが、以降は学生の応募者が少ないために研修は中断されている。蘇州大学には、平成7年（1995年）から毎年短期研修生として10～22名を3週間派遣して、平成8年から平成15年まで（1996年～2003年）の8年間の派遣累計は146名となっている。また、蘇州大学からは平成13年（2001年）から毎年10～15名を短期研修生として1ヶ月間程度受入れている、平成13年と平成14年（2001年～2002年）の受入累計は25名となっている。蘇州大学とは平成7年（1995年）から交換留学生として毎年2名を派遣したり、受入れたりしているが、平成7年から平成15年まで（1995年～2003年）の8年間の交換留学生の派遣累計と受入累計はそれぞれ18名となっている。蔚山大学校には平成7年（1995年）から毎年短期研修生として11～21名を9～22日間派遣しているが、平成7年から平成15年まで（1995年～2003年）の9年間の短期研修生の派遣累計は141名となっている。また、蔚山大学校からは短期研修生として毎年11～22名を1週間～1ヶ月間受入れているが、平成7年から平成15年まで（1995年～2003年）の9年間の短期研修生の受入累計は158名にも及んでいる。また、蔚山大学校とは平成7年（1995年）からは交換留学生として毎年2名を派遣し、2名を受入れているが、平成7年から平成15年まで（1995年～2003年）の派遣累計と受入累計はそれぞれ18名となっている。また、蔚山大学校からは剣道部の学生を平成14年（2002年）から毎年8～9名受入れている、平成14年と平成15年の剣道部学生の受入累計は17名である。ワイカト大学には平成11年（1999年）から毎年15～32名

を3週間～1ヶ月間の予定で短期研修生として派遣しているが、平成11年から平成15年まで(1999年～2003年)の5年間の短期研修生派遣の累計は128名である。ワイカト大学とは平成12年(2000年)に交換留学協定を締結して留学生を毎年1名派遣し、平成11年から平成15年まで(2000年～2003年)の派遣累計は5名である。平成15年(2003年)にはワイカト大学から交換留学生を1名を受入れている。

以上のように、宮崎公立大学は創設されて10年ほどの単学部単学科の小さな大学であるが、開学と同時に積極的に国際交流を行っている。しかも、交流大学を決定する際にも、段階を踏んで綿密に行っているために、交流のあり方の基礎もしっかりしていて、留学生や研修生の派遣や受入も順調に行われているように見受けられる。しかしながら、こうした着実なプロセスを踏んだ国際交流ではあるが、設置者である宮崎市の緊縮財政により現在交流自体の見直しを迫られている。公立大学の弱点はこのように設置者の財政状況や考え方如何によってそれまで時間をかけて構築されてきたものが一瞬にして根底から覆されることである。以下に述べる福井県立大学もこの事例に当てはまる。

福井県立大学は大学の国際交流の方針として「環日本海学術交流」を掲げて、中国の浙江財経学院と吉林大学、韓国の麗水大学校と江陵大学校の2国4大学と交流協定を結んでいる。福井県立大学には経済学部、生物資源学部、看護福祉学部の3学部あるが、交流も、看護福祉学部を除いては、学部の特色に沿って、どちらかと言えば学部間交流を中心に推進されている。福井県立大学でも、大阪市立大学や大阪府立大学のように、国際交流

はまず教員間交流から始められたが、次第に学生間交流も行われるようになった。協定書にも交流のあり方や内容、あるいは優先順位が記されている。例えば、浙江財経学院との協定書は「学術交流協定書」と呼ばれ、実行事項として、①教育および研究に関する資料図書の変換②共同の研究および教育活動の積極的推進③教員・研究者等の交流④学部および大学院生の交流の順に書かれている。福井県立大学では、平成6年(1994年)に浙江財経学院、麗水大学校、江陵大学校と協定を結び、翌平成7年(1995年)から本格的に教員間交流を開始した。吉林大学とは数年遅れて平成9年(1997年)に協定が締結され、翌平成10年(1998年)から交流が開始された。浙江財経学院とは交流相手の名前が示すように、経済学部が中心となって、毎年受入は3～4名、派遣は2～4名で交流が行われ、平成7年から平成15年まで(1995年～2003年)の受入累計は34名、派遣累計は20名となっている。また、水産学部を有する麗水大学校とは生物資源学部が中心となって交流が推進され、毎年受入と派遣それぞれ2名ずつで(2002年はSARSの影響と推測されるが、受入は1名となっている)、平成7年から平成15年まで(1995年～2003年)の9年間の受入累計は17名、派遣累計は18名となっている。江陵大学校と吉林大学との交流も経済学部が中心となって行われていて、江陵大学校とは平成7年(1995年)から、吉林大学とは平成10年(1998年)から交流が行われている。江陵大学校との交流実績は、平成7年から平成15年まで(1995年～2003年)の受入累計は18名、派遣累計は15名となっている。また、吉林大学との交流実績は、平成10年から平成15年まで(1998年～2003年)の受入累計は17名、派遣累計は15名となっている。

## これからの国際交流のあり方について

これらの受入期間や派遣期間はほとんどの場合1週間前後と短い。受入教員には講演や研究報告等を依頼している。また、派遣された教員も派遣先で講演や研究報告等を行っている。これらの教員の派遣以外にも協定書に書かれているように、計14名の大学院生が4大学に派遣されるようになった。このように、福井県立大学の教員間の派遣は、次第に学生間の交流に発展し、平成14年(2002年)からは協定校との間で交換留学生の受入と派遣が開始された。平成14年から平成15年まで(2002年～2003年)の派遣と受入の累計は、浙江財経学院とは受入累計9名、派遣累計5名、麗水大学校とは受入累計5名、派遣累計0名、江陵大学校とは受入累計4名、派遣累計9名となっている。ただ、吉林大学との学生交流はまだ実施にいたっていない。また、協定校との交換留学の学生は「特別聴講生」として位置づけられ、派遣期間中に取得した単位は60単位を上限に要卒単位として認定されている。

以上のように、福井県立大学の国際交流はこれまで着実に推進されてきた。しかしながら、県の緊縮財政のために大学予算自体が削減される方向にある中で、さらに県の担当部局が国際交流はインターネット等の活用によりカバーできるという考えを持つようになったために、平成16年度(2004年度)からはそれまで190万円程度あった国際交流予算は完全に削除されてしまった。人的交流と情報の交換や獲得とはまったく別のレベルのものであることは他大学の例を取ってみても分かるが、このような設置者側の無理解によって、福井県立大学の国際交流はそのあり方や内容自体の見直しが喫緊の課題となっている。福井県立大学に限らず、すでに述べたように、他の公立大学において

も同様であるが、特に規模の小さな大学では、そのときどきの設置者(部局の担当者)の意向によって制度の大幅な変更を余儀なくされることは往々にしてあるようだ。その場合、制度そのものの見直しだけでなく、最悪の場合には、制度の廃止さえも迫られることもある。もちろん、国際交流は、交流をしたからといってそれがすぐに経済効果をもたらしたり、明白な結果や効果が現われることは少ない。しかしながら、交流によって獲得された知識や経験は、本人の中で次第に咀嚼され知的財産となって、外国や外国人を理解するうえでも必ずや効果をもたらすことは筆者の経験からも確かであると断言できる。

下関市立大学は中国の青島大学、韓国の東義大学校、オーストラリアのグリフィス大学およびクイーンズ大学の3国4大学と友好交流協定を結んで交流を行っている。これらの交流協定の契機となったのは、設置者の下関市が青島市と東義市と姉妹都市協定を締結していることから、大学側も友好都市にある大学と友好協定を締結するようになったからである。青島大学とは平成元年(1989年)に友好交流協定を締結し、翌平成2年(1990年)から教員の交流を開始した。青島大学に派遣される下関市立大学の教員は3～6ヶ月間の派遣期間中に週に数回の講義を日本語か中国語、あるいは英語で行っている。その反対に、下関市立大学は青島大学から2年に1度講義を持たない研究員を受入れている。その他にも、青島大学からは中国語を担当する常勤の中国語の嘱託講師を1年間の予定で招聘している。青島大学とは平成7年(1995年)に交換留学に関する協定を締結し、翌平成8年(1996年)から派遣1～2名、受入1～2名の交換留学を行っていて、平成8年から平成14

年まで（1996年～2002年）の7年間の派遣累計は13人、受入累計は10人となっている。釜山にある東義大学校とは平成2年（1990年）に姉妹校協定を締結し、翌平成3年（1991年）には学生交流に関する覚書を取り交わし、平成7年（1995年）には交換留学生に関する協定を締結している。そのため、東義大学校とは教員の交換は行わずに、学生の長期・短期の交流だけを行っている。東義大学校からの受入（1～2名）は平成6年（1994年）に開始されたが、派遣（1～2名）は数年遅れて平成11年（1999年）に開始された。東義大学校との交換留学の実績は、平成6年から平成14年まで（1994年～2002年）の9年間で派遣が7名、受入が12名である。また、グリフィス大学はオーストラリアの中で最もアジア研究が進んだ大学とのことであるが、この大学とは平成6年（1994年）に交換留学に関する協定と交流等に関する覚書が取り交わされ、翌平成7年（1995年）から派遣2～4名、受入1～2名で交換留学が開始された。平成7年から平成14年まで（1995年～2002年）の8年間の交換留学の実績は、派遣が19名、受入が13名となっている。また、グリフィス大学には英会話を担当する外国人嘱託講師を1年間の予定（更新可能）で依頼している。クイーンズ大学とは平成9年（1997年）に学術教育交流協定が結ばれ、同年から交換留学が派遣2名、翌平成10年（1998年）からは受入2名で開始された。平成9年から平成14年まで（1997年～2002年）の6年間の交換留学の実績は、派遣が10名、受入が10名となっている。これらのオーストラリアの2大学とは学生間の交流のみで、教員間の交流は行われていないために、教員は個人研究のために休暇を取って同大学に研修に行くケースも見られるという。また、平成15

年（2003年）には北京大学と学生の長期派遣（1年間）に関する協定を締結している。このほかにも、友好交流協定は締結していないが、友好校としてトルコのイスタンブールにあるボアジチ大学がある。ボアジチ大学からは平成4年（1992年）から科目等履修生が来日しているが、平成10年（1998年）と平成11年（1999年）にはボアジチ大学にそれぞれ2名ずつの留学生が派遣されている。下関市立大学はこのようにアジアの近隣諸国だけでなく、アジアの他の地域の大学との友好にも力を入れていることを非常に誇りに思っている。

下関市立大学は自らが中心となってこれらの交流大学とシンポジウムも開催している。平成11年（1999年）には青島、東義、下関が参加して「東アジア3ヶ国シンポジウム」が、平成15年（2003年）には「環太平洋シンポジウム」が青島、東義、グリフィス、クイーンズ、下関の4ヶ国5大学の参加で開催された。この「環太平洋シンポジウム」には残念ながら下関市から予算が下りなかったが、下関市内の有志から寄付を募って無事開催されたという。このケースを見ても分かるように、公立大学の場合、設置者の財政状況如何で大学が開催する定期的な催物でさえも、予算化が不定期的であり、開催自体が不安定になることは否めない事実である。大学の地域貢献という意味からも、定期的なシンポジウム等は優先的に予算化されるべきだと思われる。ちなみに、平成16年度のシンポジウムは予算化されたという。

下関市立大学でも外国の大学に行つて外国語研修を行っているが、下関市立大学がすでに述べた宮崎公立大学や島根県立大学、あるいは山口県立大学と異なるのは、外国語研修の実施場所を必ずしも協定校に限定していないことである。研修先



## これからの国際交流のあり方について

を大きく中国語圏、朝鮮語圏、英語圏の三つに分けて、それぞれ適当な研修先を選んで実施している。この語学研修は語学力向上を目指すことはもちろんのこと、異文化理解を通して国際感覚を身につけることも目途としている。いずれの語学圏の研修も平成6年(1994年)から行われ、中国語圏の研修はこれまで青島と北京で実施され、平成6年から平成14年まで(1994年～2002年)の9年間の参加学生の累計は119名にもものぼっている。また、朝鮮語圏の研修はこれまで釜山かソウルで隔年で実施されているが、平成6年から平成14年までの参加学生の累計は9年間で26人しかいない。朝鮮語圏の研修への参加者がこのように少ないのは、下関から釜山には船の直行便もあり、学生も気軽に韓国に行くことができるために、ことさら研修を選ばないことによるものと思われる。これに対して、英語圏の研修はオーストラリア、マレーシア、ニュージーランド、アメリカ、イギリス、カナダ等と毎年異なった国で実施され、平成6年から平成14年までの9年間の参加学生の累計は120名にもものぼっている。これらの外国語研修は要卒単位として2単位が認定される。

以上見てきたように、調査した8公立大学はいずれも国際交流の重要性を認識し、多くの大学ではそれを大学の理念の中に盛り込んで、限られた予算の中でその理念を忠実に実行に移して、国際交流を行っている。しかしながら、設置者の意向や財政状況によって、これまでせっかく構築してきた国際交流も見直しや変更を余儀なくされているのが実状である。この1～2年でどこの公立大学も法人化を迎える中で、今後どのように国際交流を推進していくのか、予算措置はどうするのか、窓口はどこにするのか、どの大学も頭を悩ませて

いる。しかしながら、北九州市立大学が出している「2003年度留学生による日本語懸賞論文コンクール」や山口県立大学の「2002年度学生交流推進事業(グローバル学生交流)実施報告書」を読むと、国際交流がいかに若者たちに得難い経験をもたらしているかが理解できる。若者の鋭い感性で感じ取った異文化との出会いは新鮮かつ印象的で、彼らのこれからの見方や思考に大きな影響を及ぼすことは確実である。限られた予算でも、これまで各大学で試行錯誤の中でも時間をかけて築き上げられてきた国際交流の芽を育てていって欲しい。

## 4. 交換留学制度

国際交流の概要で示したように、調査を行った8公立大学すべてが交換留学制度を敷いて、留学生を派遣したり、受入れたりしている。しかしながら、交換留学制度の内容は各大学でそれぞれ異なっている。ただ、どの大学でも、交換留学生を派遣する場合には、ある一定の制限を設けて派遣留学生の選考を行っている。こうした選考を経て最終的に選ばれた留学生は協定大学に派遣されるわけであるが、彼らは協定大学のどのような学部にとどれくらいの期間、どのような身分で勉学に励むのであろうか。また、彼らが派遣先の大学で取得した単位は、帰国後どのように評価されるのであろうか。各大学の交換留学制度や派遣留学生の選考、派遣先での勉学状況、帰国後の単位の互換などについて見てみたい。

大阪市立大学の学生間交流は派遣先によって派遣期間もまちまちであり、期間は1ヶ月から1年とかなりの差がある。例えば、サンクト・ペテル

ブルグ大学への派遣は7月～9月の1ヶ月間だけであるが、派遣学生は全学共通科目の第二外国語でロシア語を選択している学生が10名以上応募し、その中から4名が選考される。彼らはサンクト・ペテルブルグ大学が開講するロシア語の1年間コースに1ヶ月間だけ入れてもらいロシア語を学習する。ちなみに、サンクト・ペテルブルグ大学から派遣されてくる学生は日本語を勉強している学生である。また、ル・アーブル大学にはフランス語を選択している学生が同じように語学研修生として1ヶ月間派遣される。また、ル・アーブル大学からは日本語を勉強している学生が派遣されてくる。このような短期の交換留学に対して、ハンブルグ大学への交換留学は1年間の長期に及ぶために、派遣される学生も、学部生の場合には語学研修生として行くが、大学院生で行く場合には研究を目的とし、留学先で取得した単位は単位互換制度に則り帰国後認定される。また、ハンブルグ大学からの派遣生は日本語学科の学生である。上海市に派遣される学生は主として中国文学か中国経済を専攻している大学院生で、留学先で取得した単位は単位互換制度によって帰国後認定される。大阪市立大学の学生交流はすでに述べたように、「国際学術交流」制度の中でも予算措置が取られているものと、そうでないものが併存しているのが問題であるが、そのほかの問題としては、外国人留学生受入のための英語による講義が少ないことが指摘された。また、受入れた留学生用の宿舎がなく、福利厚生面でも問題があるとのことである。

大阪府立大学の国際交流は大学として交流協定を締結していても、交流の窓口がないために、派遣も受入も各学部や研究室、あるいは教員個人に

任されているために詳細は不明である。いずれにしろ、府立大学の場合は、ほかの公立大学同様に平成17年度に法人化を迎えるが、国際交流を今後どのように発展させていくのか、つまり具体的には予算配分をどのようにするのか、交流窓口となる部局を立ち上げるか否か、現在非常に頭を悩ませている。また、多くの留学生を受入れている大阪府立大学では、留学生受入のための国際交流会館かゲストハウスの建設が切に望まれているが、建設のためには数億円の費用が見込まれるために実現はほとんど絶望視されている。

北九州市立大学は6大学と交換留学生協定を結び、現在およそ15人近くの学生がこの6大学に派遣されている。6大学の一つであるウェールズ大学カーディフ校はビジネス系の学部であるために、経済学部の学生が派遣されるが、学部生として正式に登録するにはTOEFL570点以上が要求されるため、この点数に満たない学生は科目のみの履修となる場合が多い。実際北九州市立大学でTOEFL550点を越す学生はわずかしかないとのことである。それでも、イギリスの大学は大学によって制度が大きく異なるため、オックスフォード大学ブルックス校では科目の選択の自由がきくという。大連外国語大学への派遣生は外国語学部の中国語専攻の学生であるが、派遣生選考の基準としては中国語検定の2級程度の中国語力が要求されている。そのため、応募には検定結果を提出することが義務づけられている。北九州市立大学では派遣先での学習の困難等を考えて語学ができない学生は派遣しない方針を取っている。また、交換留学生が協定大学で取得した単位は60単位を上限として要卒単位として認定が可能であるが、実際のところ非常に優秀な学生でさえもせ

## これからの国際交流のあり方について

いぜい20単位ほどしか認定されないという。それでも、単位の取得の難易は派遣先によって随分異なり、例えば、クイーンズランド大学では比較的単位を取得しやすいという。北九州市立大学は全国の公立大学の中でも国際交流の制度面が最も整備されている大学の一つと思われるが、平成13年には「国際教育センター」（旧日本語教育センター＋国際交流委員会）を発足させて、日本語専任教員2人と非常勤講師数人とで協力して受入留学生の日本語教育を10人程度の少人数クラスで行っている。だが、受入留学生の日本語力もまちまちであるために、日本語学習もそれぞれの学生に合ったクラスで受講させている。もちろん、留学生と一口に言っても、短期の交換留学生から外国人入試で入ってきた一般の留学生までさまざまであるために、北九州市立大学の留学生のための日本語教育も多様であり、大きく分けると、①学部留学生向け日本語科目（学部1年生対象）—日本語A, B, C, D（各半期2単位）②学部留学生向け日本事情科目（学部1年生対象、学部開講科目—日本事情（人文）A, 日本事情（社会）A, 日本事情（人文）B, 日本事情（社会）B③特別科目等履修生向け日本語科目—日本語中級A, B, C, D, 日本語中上級A, B, C, 日本語中級A, F, G, 日本語上級A, B, C, D④日本語教師養成科目（文学部）⑤日本語入門講座（在住外国人のための日本語クラス）の五つから成り立っている。これらの講義は外国人留学生の日本語力と日本語習得に非常に配慮した構成となっている。そのために、留学生は、自分の日本語力に従って、さまざまな講義を選択履修できるようになっている。例えば、平成5年度から経済学部でウェールズ大学カーディフ校からの留学生を受入れている

が、彼らは本国で少なくとも150時間以上の日本語学習の経験があり日本語の初心者はいないために、「国際教育センター」では中級以上の日本語を学習しながら、担当教員が許可すれば、一般の講義も受講できるシステムにしている。また、北九州市立大学の「国際教育センター」の日本語教育が特筆に値するのは、地域貢献という観点から受入留学生以外の一般の外国人に対しても日本語教育を開放していることである。もちろん留学生もこうした一般向けの日本語の講義も留学生向けの講義と同様に受講することができる。留学生を広く受入れているも、北九州市立大学のように日本語教育に力を入れている大学は、国立大学と一部の私立大学を除けば、公立大学では珍しく、こうした積極姿勢は他の大学にとっては大変参考になるように思われる。また、北九州市立大学の留学生対策の特徴として、留学生からの希望があれば、日本人学生をチューターとして紹介し、留学生のさまざまなケアにも配慮している点があげられる。もちろん、交換留学生だけでなく、一般留学生もこの恩恵にあずかっている。北九州市立大学のこうした総合的な留学生対策は高く評価できる。

島根県立大学は協定大学から留学生を受入れているが、派遣は行っておらず、交換留学制度については今後検討するとのことである。こうしたことから、長期の語学研修の場合には休学して留学しているとのことである。それでも、島根県立大学が他の大学と異なるのは、学生の留学先と単位互換協定を締結していなくても、取得した単位については帰国後認定しているケースもあるということである。

山口県立大学では、曲阜師範大学、慶南大学校、センター大学にそれぞれ1年間交換留学生を派遣

している。曲阜師範大学や慶南大学校にはそれぞれ第二外国語として中国語やハングルを履修した学生が応募し、それぞれ2名ずつが選考され、派遣されている。反対に、曲阜師範大学と慶南大学校から派遣されてくる交換留学生は、日本語学科で学ぶ学生か、第二外国語として日本語を履修している学生であり、山口県立大学では自分の好みによって科目を選択し履修している。また、センター大学に派遣される学生はTOEFL500点以上が一応の目安であり、派遣先では学部学生として受入れられ、自分の好みに応じて科目を選択し履修している。センター大学からは毎年3名の留学生が半期ずつ計6名やってくる。ただし、センター大学との交流協定は国際文化学部の学部間交流であるために、センター大学から受入れる学生に対しては、国際文化学部の教員が特別カリキュラムを組んで、週一度のゼミの時間を利用して英語で授業を行っている。また、センター大学からの留学生は自分の好みによって10コマ未満の科目を選択し履修している。ちなみに、山口県立大学では、留学生のために「外国人のための日本語Ⅰ～Ⅷ」が開講されている他にも、教養科目として、美術、音楽、絵画工芸制作、伝統芸能、現代舞踏、書道、華道、茶道等が開講されているために、留学生はこれらの科目の中から適当に選択し履修しているものと思われる。山口県立大学では留学先で取得した単位は、帰国後、留学先のシラバスとすりあわせて単位を認定している。認定単位数に上限は設けていないが、一般的に認定されるのは20単位以下というのが実状である。山口県立大学では国際交流に教員からの支援や協力があるために、交流事業がスムーズに行っているのが特徴的である。こうした教員からの支援は、山口県立大学が行っ

ている「学生交流推進事業(グローバル学生交流)」に対して、夏期休業中にもかかわらず3週間もの間専任教員が15人ほど参加して事業を盛り上げていることにも現れている。また、交流先の大学でも留学生をフォローしてくれる人たちがいるとのことであるが、これも相手大学との交流が相互に順調に行われていることの証である。

宮崎公立大学は、オールド・ドミニオン大学、蘇州大学、蔚山大学校、ワイカト大学の4大学と交換留学協定を締結しているが、中国と韓国への留学は語学留学である。これに対して、アメリカやニュージーランドの大学への留学は英語圏ということもあって、交換留学生は各大学の学部でリベラルアーツを履修している。派遣先で取得した単位は60単位を上限として要卒単位として認定が可能である。宮崎公立大学では交換留学生は研究生として受入れているために、日本語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳを必修科目として履修するが、それ以外の科目については特別の対応はしていないという。宮崎公立大学の交換留学制度は設置者である宮崎市の交流事業への理解もあって現在まで予算措置も確実に行われてきた。中国・韓国への派遣生には月額5万円、ニュージーランドへの派遣生には月額7万円が支給されている。また、受入の学生には月額8万円が支給されている。しかしながら、ほかの地方自治体同様に、設置者である宮崎市の財政状況の悪化から、宮崎公立大学でも国際交流関係の予算の再考が迫られている。

福井県立大学の場合は、中国の浙江財経学院と吉林大学、韓国の麗水大学校と江陵大学校と交流協定を結んでいるが、このうち、吉林大学と麗水大学校への派遣実績はまだない。また、福井県立大学内部でも、生物資源学部や看護福祉学部から

### これからの国際交流のあり方について

の交換留学への派遣実績はなく、派遣生はもっぱら経済学部学生に限られている。彼らは浙江財經学院の経済学部と江陵大学の社会科学学部へ半年間から1年間派遣される。交換留学制度は単位互換制度の一環でもあり、協定校で取得した単位は、60単位を越えない範囲で要卒単位として認定される。これらの派遣生は受入大学の検定料、入学料、授業料および聴講料等が免除されている。その代わりに、渡航費と滞在費は本人負担となっている。福井県立大学では、外国の大学や短期大学で学習を志願する学生に対しては、申請して教授会の議を経た後に学長が認めれば、留学期間は在学期間に算入されることになっている。多くの大学では、単位互換制度がまだ十分に整備されていないために、学生は休学して留学しているケースが多数見られるが、福井県立大学では、このように休学せずに留学できる制度を創設して、学生が留学しやすい環境を作っている。こうした制度の推進は積極的な学生の便宜をはかり、よりいっそう国際交流を広めかつ深めるためにも意義深いものと思われる。

下関市立大学は青島大学、東義大学、クイーンズランド大学と交換留学を行っている。青島大学への派遣生は、中国語検定3級以上（程度）の中国語力を目安として選考がなされ、青島大学の外国語学部や中国語学部で学ぶ。東義大学校へはハングル検定4級以上（程度）の語学力を持った学生が選ばれ、商学部へ留学する。クイーンズランド大学の学術学部（内容的には日本の文学部に近い学部）への留学は、TOEFL213点以上が要求されることから、この点数を基準に派遣生が選考される。また、グリフィス大学への留学にはTOEFL173点以上が要求される。付言すれば、下

関市立大学では一般の学生でも実用英語技能検定試験（英検）2級以上、TOEFL170点以上、TOEIC600点以上、中国語検定試験（中検）3級以上、「ハングル」能力検定試験3級以上、韓国語能力試験3級以上、そのほか情報関連資格試験、簿記検定試験等の資格試験に合格すれば、「自主学習科目」として扱われ、自主選択単位として2単位認定されることになっていて、学生の自主性を単位によって評価している。こうした考えから、下関市立大学では派遣先大学で取得した単位は帰国後制限なしにすべてが要卒単位として認定される仕組みとなっている。これはほとんどの大学が単位互換の場合には上限を設けていることから考えれば、学生の積極性を評価するシステムとなっている。ただ、ほかの多くの大学では留学先での取得単位の要卒単位への認定の上限を60単位としているが、留学による単位の取得は北九州市立大学や山口県立大学の例でも見られるように多くて20単位であることを考えれば、上限を設けていない下関市立大学のシステムはより現実的でもあろう。この外国の大学との単位互換に関しては下関市立大学は新しい制度を導入し推進している。その制度とは、「大学独自の単位互換制度を見直して、一定の互換制度を擁立し、各大学による単位互換の差異をなくすとともに、従来型の二大学間協定から多大学間協定へ移行させ、アジア太平洋地域内の高等教育機関間の協力、特に学生・教職員の交流を増大推進させることを目的」（「2002年度下関市立大学における国際交流の実状について、年次報告書（国際交流白書）」参照）に発足したUMAP（アジア太平洋大学間交流制度 University Mobility in Asia and the Pacific）である。このUMAP協定を東義大学校とは平成14年（2002年）に、ク

イーンズランド大学とグリフィス大学とは平成13年(2001年)に締結している。下関市立大学がUMAP協定を推進した背景には、短期留学推進制度に基づく奨学金でも、従来型の協定に対する割当数が年々減少し、逆にUMAP協定に対する割当数が増加していることがあげられる。平成14年度(2002年)のオーストラリアの2大学との交換留学においては、受入3名中3名が、また、派遣3名中2名がUMAP奨学金の受給者である。下関市立大学は、青島大学、東義大学校、グリフィス大学、クイーンズ大学の4大学から留学生を受入れているが、青島、東義からは近年は日本語がある程度できる学生が派遣されてきているが、グリフィス大学やクイーンズ大学からの派遣生には日本語を多少話すことができる学生からかなり話すことができる学生まで日本語能力に随分幅があるという。そのために、留学生向けの科目として日本語実習(週1コマ)をA、B、C、D、E、Fの6科目に分けて、前期、後期、それぞれ6単位ずつ、計12単位を開講している。このような日本語教育と同時に、留学生には日本文化A(前期)/C(後期)、日本語AB(前期)/CD(後期)が開講されている。これらの科目は日本語を外国人に教える専任教員と非常勤講師、嘱託講師が任務にあたっている。留学生を受入れるためには、日本語教育だけでなく、こうした日本文化、あるいは日本事情等も同時に教えることが、留学生の日本理解をよりいっそう深め、日本への愛着にもつながっていくものと思われる。

下関市立大学ではまた、留学生と地域住民との交流の機会をできるだけ多く作るように努力している。交流の機会は大きく分けて三つある。①総合学習の一環として、国際理解教育に取り組んで

いる小・中学校に留学生を派遣し、児童や生徒と直に接触させ、本国の文化や生活習慣について紹介させる。平成13年度(2001年)にはその数は11校にのぼっている。②地域の各種イベント。例えば、ソロブチミストのお茶会、ロータリークラブとの交流、唐戸ふれあいフリーマーケット、日中友好交誼会、下関日中友好協会主催による中国人留学生の市内見学、下関日中友好協会主催による滞日体験発表会等への参加。③ボランティア活動。例えば、障害を持つ児童や生徒との交流を深める「ひまわり会」が主催するお花見、クリスマス会への参加等である。また、下関市立大学内には、外国人留学生と交流を深めることを目的とする「国際交流会ともだち」というサークルがあり、新留学生歓迎パーティ、世界の厨房から、キャンプ、スポーツ大会、大学祭での模擬店出店、日本語弁論大会、国際親善(ユネスコ)パーティ、クリスマスパーティ、留学生送別会等を催して、学生の側からも留学生との接触を積極的に働きかけている。これは学内に国際交流の輪が広がっていることを示していると言えよう。こうした学生の側からの自然体の国際交流が浸透することが特に重要だと思われる。

## 5. 一般留学生の受入

日本の多くの大学が外国の大学と国際交流協定を締結し、交換留学や語学研修、あるいは教職員の交流等を行って、外国の人たちと相互理解や親交を深めている。しかしながら、このような交流はその一方でそれに参加するある特定の限られた人たちしか恩恵に浴さない側面があることも否めない事実である。だが幸いにして、このような一

## これからの国際交流のあり方について

部の人だけでなく、一般の多くの学生や教職員、そして地域の人々もともに参加できる国際交流のあり方や方法もある。それは外国人留学生を大学に受入れるという方法である。すでに述べたように、近年多くの大学で外国人留学生を学部学生や大学院生として多数受入れている。彼らは一般の日本人学生に混じって学習し、生活している。このような外国人留学生と日々交流することによって一般の日本人学生は、交流相手の思考や価値観、そしてその背景にある文化の差異を居ながらにして経験することができる。そこからは差異を差異として認め、お互いの文化や考え方を尊重する寛容の精神が生まれる。このような国際交流のあり方も交換留学制度や教職員交流同様に、あるいはそれ以上に重要だと思われる。また、留学生にとっては、異国で学んだことや受けた恩恵は貴重な経験となり、本国に戻ったあかつきには今度は国際間の相互理解の架け橋となることができるようになるのではなかろうか。

それでは各大学では一般の外国人留学生をどのように受入れているのであろうか。受入の実態、受入態勢、福利厚生等はどのようにになっているのか見てみよう。

大阪市立大学は総合大学として、平成15年度は17ヶ国から279名もの留学生を受入れている。その振り分けは、学部生53名、大学院生181名、研修生等が45名と、大学院生が全体の3分の2を占めているが、とりわけ理系の学部で学ぶ大学院生が多いのが特徴的である。その中でも特に発展途上国の国費留学生がおよそ15%を占めている。大阪市立大学は、すでに述べたように、これまでの国際交流のあり方を反省し、「双方向型国際交流システムの構築」という新たな戦略を立てて、国際交流

を推進しようという意向を示している。そして、留学生を「全学生の1割」にする計画を立てているが、この目標に達するのもそう遠くない時期にきている。そして、留学生の受入態勢に対して次のような改善点をあげて整備に努めようとしている。①一定の水準を維持するための入試制度の改善②教育システムの改善③日本語・日本事情担当教員の専任化と充実。それと同時に、短期研修生向けの日本語・日本事情関連科目の整備④カウンセリング等を含めた留学生担当専任教員の配置及びチューター制度の充実⑤留学生宿舎については、新たに「留学生会館」（仮称）の設置のほか、市営住宅、公共団体の宿舎、民間会社の寮等の利用、ホームステイの呼び掛け等の検討⑥授業料等減免制度の拡充、奨学金制度の充実⑦卒業後の留学生との連絡・交流のためのネットワークの形成等、である。こうしたきめ細かな態勢作りにはもちろん大きな予算措置を伴うことは避けられないが、しかし、留学生を受入れるだけで、十分な態勢作りをしていない大学が多い中で大変評価できるのではなかろうか。また、大阪市立大学では留学生のために英語の大学案内書を発行しているが、これは17ヶ国から留学生を迎える大学としては適切な措置と思われる。

大阪府立大学でも、平成16年2月現在で208名の留学生が学んでいる。ここでも、学部生64名、大学院生110名、研究生32名、特別聴講学生2名となっていて、やはり大学院生の比率が高い。なお、208名のうち130名が中国からの留学生である。大阪府立大学では留学生に対して、「日本語」・「日本事情」を進級や卒業資格に必要な単位として認められる「特別科目」として開設している。外国人留学生のための日本語教育「日本語」はⅠA～Ⅳ

Bまで開講され、I、II、III、IVと順を追うごとに高度な内容となっていく。また、日本事情もA、Bに分けて教えられている。これらの科目は大学院に通う留学生も聴講することが認められている。これは、大学院への留学生が多いことから考えてもよい措置だと思われる。大阪府立大学の場合、国際交流予算がまったくつけられていないことはすでに述べた通りであるが、一般の外国人留学生に対するケアの面では他の大学にない優れた点がある。例えば、発展途上国からの留学生の多い大阪府立大学では、授業料の減額や免除をできるだけ申請者の意向に添う方策を取る努力をしている。平成15年度の授業料の減額や免除でも、学部生、大学院生、国費留学生の申請者は計154名であったが、このうち実際に免除になった者は140名にのぼり、残りの14名のうちの13名については減額（半額）の措置が取られている。この他留学生に対するケアとして優れた点の一つに、学生部によって発行される「外国人留学生手引き」がある。この手引き書は、多様な国籍の留学生に配慮して、同じ内容のものが日本語、英語、中国語の3ヶ国語で書かれている。この中には、①外国人留学生の相談先②大学からの連絡について③授業について④学資について⑤外国人留学生対象行事について⑥外国人留学生のための奨学金⑦健康管理⑧日本での生活⑨外国人留学生として知っておくこと⑩各種証明書の発行について⑪留学生談話室について⑫大阪府立大学・大阪女子大学留学生後援会について⑬外国人留学生総会について⑭帰国後のアフターケアについて等、学習指導から学資や生活全般についての相談ごとまで、留学生の大学での生活や私生活での戸惑いや心配をできるだけ軽減するようにと非常にきめ細かなケアやア

ドバイスの数々が記されている。このような冊子の配布は学習面だけでなく生活面でもとかく不安が多い留学生にとっては非常に有用であろう。しかも、大学が留学生の滞在中だけでなく帰国後までも配慮している点は他の大学でもそれほど多くは見られず、大変評価できる。

北九州市立大学では平成15年度に文系の全学部で96名（北方キャンパス）と、理系の環境工学部で約100名（ひびきのキャンパス）の計200名近くの留学生が学んでいる。外国人留学生試験の合格の目安としては日本語能力試験の2級程度の日本語力を有していることを入学の条件としている。ちなみに、彼らの多くは中国人である。留学生の日本語教育等については「国際教育交流センター」における交換留学生の日本語教育の項ですでに述べたが、一般留学生の日本語教育や日本文化等に関する科目も「国際文化交流センター」で少人数クラスで徹底して行われている。このセンターに専任教員を2人も配置していることから、留学生教育に力をいれていることが理解できる。北九州市立大学では、留学生相談業務にあたる相談員も1名配置して、留学生の修学や生活についての相談にあっている。センターにはセンター長、専任・兼任教員、事務職員等のスタッフがいて、留学生の教育や交流、あるいはさまざまな支援活動等に関して、学内外の関係者等と協力しながら活動を推進している。これらの支援活動は、新入生に対するオリエンテーションの実施から、歓迎会の開催、生活用品の斡旋、入国管理局への申請業務の代理にまで及んでいる。北九州市立大学では、留学生の学費の減免も行っているが、所得格差を理由に、日本人学生の分を利用して、できるだけ留学生を援助しようという意向を持っている。



## これからの国際交流のあり方について

また、同大学には、北方キャンパスには「フォーラムこくら南」、ひびきのキャンパスには「ひびきの」というボランティア団体があり、留学生を強力にバック・アップしている。また、北九州市立大学の同窓会や後援会、教職員や一般市民が会員となって、会費を原資として、同大学に在籍する留学生を支援する「北九州市立大学外国人後援会」と呼ばれる団体もある。この団体は、①国民健康保険料の補助②緊急貸付③留学生に対する活動費助成④ボランティア団体に対する活動費助成⑤交流事業の促進⑥談話室の整備⑦冬季暖房器具貸付⑧リサイクル品の提供等の支援活動を行っている。例えば、「国民健康保険料の補助」も減額された保険料の90%を補助するというものである。こうした、学習、生活、心理等に関するさまざまな支援活動のおかげで、留学生の日本での生活はかなり快適なものになっているのではないと思われる。また、一般の人々にとっては、こうした支援活動に参加することによって、国際交流とはいかなるものであるのか、またそれがいかに重要なものであるのかを実体験しながら認識するよい機会になっているものと思われる。こうした一般市民をも巻き込んだ国際交流も重要ではなからうか。

下関市立大学では、平成10年度には41名であった留学生の数は年々増え、平成15年度には82名(交換留学生を含む)と、その数は5年間で倍増している。しかも、国籍も協定を結んでいる国を除けば、中国人が圧倒的に多く、82名のうち69名が中国人である。82名の留学生の内訳は、学部生66名、大学院生5名、特別聴講生、科目等履修生(いわゆる、交換留学生等)11名となっている。これらの外国人留学生(帰国子女、中国引揚者等の子女を含む)を受入れるために、まず修学面では「日

本語科目及び日本事情に関する科目」として「日本語」と「日本事情」を開設して、留学生の日本語能力の向上をはかっている。また、留学生の福利厚生面では、文科省の私費外国人留学学習奨励費、短期留学推進制度(受入)奨学金、UMAP留学生支援奨学一時金、朝鮮奨学会奨学金、中山奨学会奨学金(長府製作所社長の中山氏から給付される)、財団法人平和中島財団奨学金等を斡旋したり、また授業料や入学金の減免措置(それぞれの2分の1の額に相当)を行っている。ちなみに、平成14年度は授業料減免措置の申請者70名中70名に対して、また入学金の減免措置申請者の19名中9名が減免措置の恩恵にあずかっている。外国人留学生医療費補助制度は財団法人日本国際教育協会による医療費の80%の補助であるが、国民健康保険と併用することによって留学生の医療費の自己負担は6%の低率となっている。もちろんこうした措置の手続きの代行も行っている。住居に関しては、他団体から住居費等の支援を受けていない私費留学生で、下関市内に居住し、月額10,000円以上の住居費を負担している者に対しては、下関市より月額5,000円の住居費助成金が支払われている。また、特別聴講学生(短期交換留学生)の宿舎については、大学が、大学周辺のアパートを借り上げ、敷金(家賃3ヶ月分)及び手数料(家賃1ヶ月分)と、家賃の一部を負担し、低額で提供している。また、留学生に助言を行う外国人留学生相談員(チューター)制度を設けて、留学生の入学最初の1年目間の相談に応じている。チューターは原則として、留学生委員会の推薦に基づいて、2年次以上の学生のうちから学長が委嘱する。助言を行ったチューターは、月ごとに概要をまとめ、指導教員(留学生委員会の推薦に基

づき学長が委嘱)に報告しなければならない。ただ、助言を行った学生には、下関市より1回2時間につき2,000円の謝金が支払われる。また、月に1度チューター会議が開催され、意見交換が行われている。ちなみに、平成14年度1年間の助言回数は学部留学生担当の場合は計36回、特別聴講学生担当の場合は49回、大学院留学生担当の場合は32回となっていて、留学生は特に留学の最初の1年間はさまざまな悩み事や心配を抱えていることがこの相談件数からもうかがえる。そうした意味からも、有償、無償にかかわらず、このような留学生相談員制度を設けることは意義あることだと思われる。下関市立大学は留学生の実態を把握するために、全留学生に対してアンケート調査を行ったり、「下関市立大学における国際交流の実状について一年次報告書(国際交流白書)」を発行しているが、これらの取り組みは留学生に関するさまざまな制度の見直しや改善にもつながり非常に有効だと思われる。

最後に、島根県立大学の留学生に対する福利厚生で優れている点を述べておこう。島根県立大学には広大なキャンパスに「国際交流会館」と呼ばれる学生寮がある。この寮には152名住むことができるが、特徴的なのは、寮の内部を24のブロックに分けて、1ブロック6～7名に1名は留学生を配置するようにしている。この寮に住むことができる日本人学生は1年生のみであるが、こうした工夫が日本人学生と留学生とがよりいっそう親交を深めることを可能にしている。宿舍の整備は、どの大学の留学生アンケートでも、奨学金支給対象者の増加について多く、国際交流を本格的に行うためにはやはり真剣に取り組まなければならない問題である。また、島根県立大学では、留学

1年目の外国人学生にはいち早く日本の環境に慣れってもらうためにアルバイトを全面禁止にしている。どうしてもアルバイトを希望する学生には、学生食堂のアルバイト等を紹介している。また、学生寮は原則として10時門限であり、アルバイト等で遅くなる場合には、勤務先から大学に対して調書等を提出してもらい例外を認めている。どの大学でも留学生がアルバイトに明け暮れている姿がよく見られるが、留学の本来の目的を果たすためにも、こうした厳しい措置を取るのも、結局留学生のためになるものと思われる。

## 6. むすびにかえて

### 一本学のこれからの国際交流

以上見てきたように、公立大学における国際交流は多種多様であり、大学によって制度も実状も非常に異なっている。しかしながら、各大学の事例が示すように、規模が大きな大学の方が態勢も整備され、国際交流が盛んであるとは限らない。小さな規模でしかも地方に位置する大学でも、暗中模索の末に独自の国際交流のあり方を見つけ、それを積極的に展開しているところもあることが今回の調査で明らかになった。長崎県立大学は平成17年(2005年)4月に法人化を迎え、平成20年(2008年)には県立長崎シーボルト大学との統合・再編を控えている。こうした大学改革の流れを機に本学も独自の国際交流に大きく一步を踏み出すことができるのではないかとと思われる。これまで本学は、他の公立大学と同じように、設置者である長崎県が友好協定を結んでいる福建省に位置する華僑大学と平成4年に友好協定を締結し、交流を行ってきた。しかしながら、交流は必ずしも双

## これからの国際交流のあり方について

方向で行われているとは言いがたい。福建省からは確かに毎年定期的に4人程度の留学生を送られてくるが、本学からは定期的に留学生を派遣しているわけではない。現在本学の学生2名が華僑大学で学んでいるが、これは学内選抜を経て正式に派遣された学生ではない。華僑大学で語学研修を行っていた学生が学部学生となったもので、他の大学が行っているような交換留学の形をとっていない。また、この2名のほかにも中国の大学で学ぶ学生が1名いるが、華僑大学で学んでいるわけではない。ところが、華僑大学との友好交流協定書の「交換学生」の項には「①学部 a. 両大学が相互に派遣する優秀な学生が、自費留学生として、相手校で修学し、単位を取得した場合研修修了書を授与する。また、相手校で取得した授業科目の単位を学生が所属する大学の単位として認定することに合意した。b. 双方は、学生を派遣して、相手校において実習することに合意した。②大学院 a. 派遣大学の新規卒業生(学士号を有する者)又は教員で派遣大学長が推薦する学業成績又は勤務成績が優秀な者を大学院生として受け入れることに合意した。b. 双方は、受け入れた派遣大学の大学院生及び教員が単位を取得した場合、研修修了証を授与する。又、相手大学院で取得した授業科目の単位を院生が所属する大学院の単位として認定することに合意した。」となっているが、このような形態の交換留学は実際には行われていない。どちらかと言えば、華僑大学からの申し出だけが先行している形となっている。こうした現状を見るならば、本学の国際交流のあり方はもう一度再検討される必要があるように思われる。実際多くの公立大学は協定書の内容に沿って交流を実施している。

それでは、本学の国際交流として具体的に考えられることを述べてみたい。まず、国際交流を行うためには、大阪市立大学が「双方向型国際交流システムの構築」で示しているような、明確な国際交流の方針計画や戦略を持たなければならないのではなかろうか。そして、それに沿った施策を行うことが肝要であろう。それは、①学部学生・大学院生レベルの交換留学制度②学部学生の短期研修制度③留学生の受入・支援体制④教員・研究者レベルの国際学術交流及び国際共同研究プロジェクトの推進等である。こうした具体的な「方針」や「戦略」を持って臨まなければ、残念ながら小さな大学で往々にして起こっているように、設置者や大学首脳部の方針転換や予算の削減等によって、長年にわたって構築してきた素晴らしい国際交流のシステムでさえも途端に貧弱なものになってしまうか停止に追い込まれる危険性がある。例えば、すでに述べたように、福井県立大学のよう、小さな公立大学としては他大学に誇るべき国際交流を推進してきても、「国際交流はインターネットで情報を得るだけで十分じゃないか。今さら国際交流もないだろう」というような設置者(担当者)側の貧弱な考え方ひとつで予算は全面カットされ、国際交流の存続自体が危機に瀕してしまう。それにまた、いくら素晴らしい交流戦略を持っていても、予算措置が伴わなければ、せっかくの戦略もアイデア倒れになってしまう。従って、今後の本学の国際交流を考える場合には、大学を取り巻く状況や予算規模、予算配分等にも十分に配慮しながら、かつ学部や学科、あるいはカリキュラムの内容も十分に吟味把握したうえで、総合的な観点から戦略を練る必要があるだろう。もちろんそれを明文化し、揺ぎのないものにしな

ければならないのは当然のことである。そして、戦略を実現化するための予算措置も当然講じられなければならない。もちろん、国際交流は一部の教員や事務方に任せるのではなく、大学全体で取り組まなければならないことは言うまでもない。そのためには国際交流に関わる業務窓口を一元化して、総合的・組織的に遂行しうる事務体制、協力体制の整備充実が欠かせないであろう。

こうしたことを前提に、実際にどのような交流が可能なのかを探ってみたい。今後国際交流を本格的に推進するならば、やはり華僑大学1校では不十分であると思われる。すでに他の公立大学の国際交流の概要で見たように、本学の規模からしても、複数国の複数大学、すなわち少なくとも3国3～4校、あるいは4国4～5校との交流が必要ではなかろうか。もちろん、協定の国や大学を選定する際にはさまざまな要素を考慮しなければならないのは当然である。長崎県と中国とはゆかりが深いためか、設置者である長崎県は中国との交流を推進することを希望している。しかしながら、すでに述べたように、西日本の公立大学はどれも、「環日本海」、「環太平洋」等のキャッチフレーズのもとに、中国や韓国との交流をすでに実施していることから考えれば、中国のみとの交流はあまり特色があるようには思われまいし、交流の主体となる本学の学生も中国1国だけとの交流にはあまり魅力を感じてはいないのではなかろうか。実際この5年間に休学して外国の大学や語学学校に留学している本学の学生の留学先を見てみると、中国、韓国、オーストラリア、アメリカ、カナダ、イギリス、メキシコ、スペイン等となっている。平成12年から平成15年までの4年間に外国に留学した本学の学生は30名であり、留学先の内訳は、

中国延べ14名(実数9名で複数年にまたがる)、アメリカ5名、韓国3名、オーストラリア3名、カナダ2名、イギリス1名、スペイン1名、メキシコ1名となっている。このような状況から見ても、学生の国際化や国際交流に対する関心や興味の範囲は予想以上に広く、中国に限ったものではない。しかも、アジアでも、最近の韓国・朝鮮語の履修生の増加は、中国以外の隣国への関心の強さを示している。また、中国への留学生も、例えば、平成14年と平成15年の留学生の留学先を見てみると、平成14年の4名の留学生のうち2名は華僑大学であるが、残り2名は華僑大学ではないし、平成15年の3名の留学者のうち1名は華僑大学を選んではいない。このことから考えてみても、中国の交流大学も華僑大学以外に地域を異にする大学との協定も考えられるのではなかろうか。また、アメリカやオーストラリアやカナダ、あるいはイギリス等の大学への語学留学が少なからずいることを考えると、英語圏の大学との交流は、法人化後の英語の特化問題とも相まって、これから本格的に検討されなければならない事項ではなかろうか。実際、調査したいずれの大学も中国や韓国等アジア諸国との交流と同時に英語圏の国々との交流を推進していることから考えても、少なくとも、オーストラリアやカナダ、あるいはニュージーランドやアメリカの大学との交流が考えられる。オーストラリアやカナダはアメリカ以上に留学生の受入態勢が整備されていると聞いている。これらの純粹に英語圏諸国に加えて、英語を公用語としているシンガポールやマレーシアなどのアジア諸国との交流も考えられる。世界共通語である英語を使ってアジア諸国の人たちと接したり交流を深めたりすることは、アジアをよりいっそう理解する

## これからの国際交流のあり方について

うえでも有意義なことであろう。もちろん、こうした東南アジア諸国には中国語を母語とする華僑も多く、これは英語と同時に中国語の特化を今後の語学教育の方針として打ち出している設置者の意向にもなっていると思われる。そして、将来的には本学も、福井県立大学、島根県立大学、下関市立大学のように、複数の大学との国際交流の中心地としての役割を果たすことが望ましいのではなかろうか。いずれにしろ、法人化後は、設置者の意向も尊重しながらも、大学の学部や学科、あるいはカリキュラムの特色や内容に沿った新しい国際交流のあり方や展開が考えられる。こうしたことを勘案しながら、国や地域、そして大学の選定を行うのが望ましいが、選定を行う場合には、宮崎公立大学が行ったように、交流委員会でプロジェクトチームを立ち上げて慎重に検討を重ねた末に、実際に現地へ赴き調査をして最終的に交流大学を決定するという選定方法が参考になるかと思われる。

次に、どのレベルで交流するかというのも問われなければならないだろう。大学という教育研究機関では、まず学生間の交流が考えられる。これは大きく分けて二つの側面から考えられる。まず一つ目は、交換留学制度の創設である。現在、本学でも華僑大学と交流協定を締結しているが、すでに述べたように、双方向の交流とはなっていないのが問題である。確かに、ここ数年は本学の学生数人が華僑大学で学んでいるが、これまで圧倒的に多かったのは、華僑大学からの留学生である。やはり、一方からの国際交流というのは、字義からしても、真に国際交流とは言えないのではなかろうか。やはり、交換留学制度として、多くの公立大学が行っているように、交換の学生数や期間

を明確に規定して行うのが本筋だと思われる。次に考えられるのは、山口県立大学や宮崎公立大学のように、語学研修を協定大学で行うことである。もちろん、山口県立大学や宮崎公立大学で行っているように、双方向で語学研修を行うのも、学生の交流を深めるためには意義があると思われる。実際両大学では学生レベルの交流が活発であり、交流に慣れた学生は自主交流さえ行うようになってきている。語学研修でも宮崎公立大学のように、チューター制度を設ければ、相互の交流がよりいっそう深まることは確実である。学生レベルでの交流には、島根県立大学が行っているように、「異文化理解」のような科目を開設して、学生に広く交流を促すことも考えられよう。島根県立大学では「異文化理解と留学のすすめ」（島根県立大学・交流推進委員会）という冊子を作成し、一般学生に対しては異文化理解を促進するために、①異文化理解科目の意義②異文化理解研修の概要③異文化理解よくある質問FAQ④参加学生の声⑤履修細則を、また留学する学生に対しては、①英語圏への留学②TOEFLについて③英語圏の留学先情報④中国への留学⑤中国の留学先情報⑥韓国への留学⑦韓国の留学先情報⑧ロシアへの留学⑨ロシアの留学先情報⑩留学の基本的ルール等の情報を提供している。大阪府立大学のように、受入れた留学生に配布する冊子を準備することも非常に重要であるが、在学生の留学に対して情報を提供することも同時に重要であると思われる。

国際交流協定を締結した大学との交流のあり方としては、次に教員・研究者の交流が考えられる。この場合はやはり大学の選定は非常に慎重に行われなければならないであろう。本学のように、経済学部だけの単学部の大学の教員が相手大学と相

互に交流するためには、学生レベルの交流とはまた違った配慮が必要であると思われる。

国際交流とはこのように外国の大学の学生や教員・研究者と交流することにとどまらない。大学に一般の外国人留学生を受入れ、外国に行かずとも居ながらにして在學生を留学生と交流させることも国際交流のあり方の一つである。ただ、ここ数年中国からの留学生がどの大学でも急増している。もちろん、人口大国の中国ゆえに留学生の数が多いは当然であるが、それでも、国際交流と言うからには、国や数のバランスを考えることも必要ではないかと思われる。留学生の大半が中国人というのは真の意味での国際交流にはなりえない。さまざまな国の人々と交わることによって初めて多様な考え方やその背景となっている文化や風習を学ぶことができるし、そのような国際交流のあり方が真の意味での国際交流ではなからうか。

受入れた学生は一般の日本人同様の履修をするわけであるが、言葉の壁、文化や風習の違い、これらの一つ一つがストレスになりうる。外国で生活した人には理解できることであるが、外国で生活すること自体が大きなストレスである。これに言葉のハンディキャップに端を発する勉学のストレスが加わると、日本人学生よりも勉学によるストレスは比較にならないほど大きい。こうした言葉のハンディキャップを少しでも軽減する措置が講じられなければならないだろう。従って、まず適切な日本語教育が行われることが必要である。日本語教育は、受講する外国人が少ないことから、多くの大学では非常勤任せで、お座なりに行っているのが実情であるが、今後国際交流を本格的に推進しようとするれば、やはり日本語の専任教員は必要であろう。そういう意味からも、北九州市立

大学の「日本語教育センター」は模範となる。北九州市立大学は留学生の教育を総合的に考え、それを忠実に実行しているよい例ではなからうか。こうした日本語教育と同時に、日本の文化や風習や制度が本国とは異なることを理解してもらうために、「日本文化」や「日本事情」などの科目の開設も不可欠であろう。現在本学には科目としてはいわゆる「日本語」しかないが、これからは留学生の日本理解を深めるための科目の開設も検討されなければならないだろう。

留学生の勉学のサポート態勢の整備の次は、留学生の福利厚生面にもこれまで以上に配慮されなければならないだろう。大阪府立大学のように、留学生をサポートするための冊子を配布することは、留学生のストレスを軽減し、戸惑いをなくするためにも必要だと思われる。北九州市立大学の大学案内も英語が書かれている。下関市立大学でも、大学案内の中の留学生に関する項目は日本語、韓国語、中国語、英語の4カ国語で書かれている。本学でも、「日本の生活手引書」、「佐世保へようこそ」、「ながさきと留学生」等の各種団体が作成した冊子が留学生に配布されているが、できるならば、大阪府立大学のような自前の冊子の作成が必要ではないかと思われる。いずれにしろ、早く大学生活に慣れてもらうためにも、こうしたきめの細かい配慮を施す必要があるだろう。また、異国で生活すること自体がストレスと書いたが、心理面のストレスを緩和するためには、例えば、下関市立大学が行っているように、外国人留学生相談員（チューター）制度を創設することも可能であろう。もちろん、留学生と在學生が交流する場をいろいろと設定して、留学生が日本人学生に気軽に相談できるような雰囲気作りも必要である。

## これからの国際交流のあり方について

だが、留学生が日本で勉学をするうえでやはり一番の問題は金銭的、あるいは物理的なものではなからうか。日本では外国人留学生であっても28時間以内であるならばアルバイトが許されているが、例えば、ヨーロッパの多くの国では、外国人がアルバイトすることは全面的に禁じられていて、最悪の場合には、アルバイトをしただけで強制退去させられる場合もある。一般の学生でさえも勉学とアルバイトを両立させることが困難である中で、ましてや、留学生は言葉のハンディキャップもあり、アルバイトをしながら勉学することはほとんど不可能ではなからうか。こうしたことを考えれば、留学生を大学として正式に受入れるからには、やはり奨学金制度の充実や学費免除の措置が真剣に検討されねばならないだろう。本学では学部学生には授業料の減免措置が行われ、成績不良者以外は、その恩恵を受けている。しかしながら、大学院生については、学習奨励金やロータリー等からの奨学金をもらっているが、授業料の減免措置は受けていない。学部学生もさることながら、やはり、大学院生への学費等の減免措置も検討されなければならないだろう。

留学生に対する支援でもう一つあげられるのが、住居に対する支援である。留学生の8～9割は少ない生活費から住居費を支払っている。しかも、日本のように物価の高い国では、住居費もままならない。多くの留学生を受入れようとするならば、住居の確保は不可欠ではなからうか。最もよいのは交流会館の設置や建設である。すでに述べたように、島根県立大学では大学舎を建設する際に留学生の住居用として国際交流会館を建設したが、これを留学生のためだけにとどめていないのは非常に賢明な措置であると考えられる。一般的に留

学生を一つの寮に居住させれば、勉学はともかくも、それ以外の日常生活は閉じられた空間で行われることが多く、日本人学生と接する機会はあまりあるとは言えない。こうしたことから考えても、例えば新しい寮を建設する場合には、日本人と留学生を交互に住まわせるようにすれば、交流を深めさせることもできるだろうし、かつまた留学生が抱える日常生活に関するさまざまな悩みや問題も随分解決されるのではないかと思われる。なお、付言すれば、留学生のためには国際交流会館建設が考えられるが、教員・研究者の交流のためには、ゲストハウスの建設は不可欠であろう。

以上のように、国際交流をこれから本格的に行うに際しては、さまざまな角度から検討が重ねられなければならないであろう。また、さまざまな対策や措置が検討された後は、それらが真に実効性があるものでなければならない。そして、実際に行っている国際交流に対して検証を加えるためには、下関市立大学の「下関市立大学における国際交流の実状について- 年次報告書（国際交流白書）」、山口県立大学の「2002年度学生交流推進事業（グローバル学生交流）実施報告書」等を作成して、国際交流のあり方や方法を見直したり、検討するのは、内容をよりいっそう充実させるためには重要であろう。

多くの若者がさまざまな異国のの人々と交流することによって、得難い経験をし、それを人生の糧とすることを心から願ってやまない。

### 参考資料

中央教育審議会,『新たな留学生政策の展開について  
(答申)―留学生交流の拡大と質の向上を目指して―』  
平成15年12月16日。

文部科学省高等教育局留学生課,『大学等間交流協定

- 締結状況』(平成14年10月1日現在)。  
 文部科学省高等教育局留学生課、『大学等間交流協定締結状況—公立大学』(平成14年10月1日現在)  
 文部科学省高等教育局留学生課、『大学等間交流協定締結状況—国立大学(神戸商船大学～総合研究大学院)』(平成14年10月1日現在)。  
 文部科学省高等教育局留学生課、『大学等間交流協定締結状況—私立大学(神戸国際大学～立志館大学)』(平成14年10月1日現在)  
 文部科学省高等教育局留学生課、『留学生受入れの概況』(平成13年版)  
 文部科学省高等教育局留学生課、『留学生受入れの概況』(平成14年版)  
 文部科学省高等教育局留学生課、『留学生受入れの概況』(平成15年版)  
 文部科学省高等教育局留学生課、『我が国の留学生制度の概要—受入れ及び派遣』(平成15年度版)  
 『大阪市立大学大学案内2004』(日本語)  
 『OCU PROSPECTUS 2002-2003』(英語)  
 『大阪市立大学国際学術交流協定締結状況(平成15年12月1日現在)』  
 『大阪市立大学国際学術交流状況(大阪市の姉妹・友好都市との研究者交流)(平成15年12月1日現在)』  
 『大阪市立大学国際学術交流状況(大阪市の姉妹・友好都市およびそれ以外で予算措置のある学生交流)(平成15年5月現在)』  
 『大阪市立大学留学生在籍状況(平成15年10月1日現在)』  
 『大阪府立大学大学案内2003～2004』  
 大阪府立大学学生部、『大阪府立大学外国人留学生手引』  
 大阪府立大学、『平成16年度外国人特別学生募集要項』  
 『大阪府立大学外国人留学生受入状況(平成16年2月1日現在)』  
 『大阪府立大学国際交流状況』  
 『大阪府立大学留学生の宿舎の入居状況』  
 『北九州市立大学大学案内2004』(日本語)  
 『北九州市立大学国際教育交流センター案内』(日本語)  
 『Center for International Education and Exchange』(英語)  
 北九州市立大学国際交流センター、小倉南ロータリークラブ、『2003年度留学生による日本語懸賞論文コンクール』  
 北九州市立大学経済学部、『履修ガイド&教職課程履修ガイド』  
 『島根県立大学大学案内2004年度』  
 『島根県立大学学生便覧2003～2004』  
 島根県立大学・交流推進委員会、『異文化理解と留学のすすめ2003—2004』  
 『島根県立大学交流県留学生受入要項』  
 『下関市立大学大学案内2004』  
 下関市立大学学生部、『2002年度下関市立大学における国際交流の実状について—年次報告書(国際交流白書)』  
 『日本国長崎県立大学と中華人民共和国華僑大学友好交流協定書』  
 『長崎県立大学国際事業の状況』  
 『長崎県立大学短期留学状況(2004. 1. 20現在)』  
 『長崎県立大学平成16年度休学者一覧表』  
 『長崎県立大学平成15年度外国人留学生奨学金配分のための成績資料』  
 『長崎県立大学留学生の状況(平成15年5月1日現在)』  
 『長崎県立大学における私費留学生(平成15年5月1日現在)』  
 『日本の生活手引書』  
 『佐世保へようこそ』  
 『ながさきと留学生』  
 『福井県立大学大学案内2004』  
 『平成16年度福井県立大学学生便覧』  
 『日本国福井県立大学と中華人民共和国浙江省財経学院との学術交流協定書』  
 『福井県立大学平成15年度環日本海学術交流実績書』  
 『福井県立大学の特別聴講派遣学生および特別聴講学生に関する規定』  
 『福井県立大学学生交流の実績』  
 『宮崎公立大学大学案内2004』  
 『宮崎公立大学の学術交流について』  
 『宮崎公立大学学術交流協定校との交流状況』  
 『山口県立大学大学案内2003』  
 『山口県立大学国際文化学部学生ハンドブック2003』  
 『山口県立大学2002年度学生交流推進事業(グローバル学生交流)実施報告書』  
 『山口県立大学学生交流について』
- [付記] 本研究は長崎県立大学学長裁量分研究費(指定研究)の支援を受けて行われたものである。